

◆◆座談会◆◆

伊方・福島第二原発訴訟 最高裁判決をめぐる

神戸大学教授

阿部 泰隆

<司会> 東京大学教授

小早川光郎

立教大学教授

淡路 剛久

一橋大学助教授

高橋 滋

神戸商科大学助教授

交告 尚史

●出席者・五十音順●

小早川 ます、本判決に至るまでの、原子力施設に反対する各地の訴訟がどういうふうになっているか、その中で本件の伊方・福島第二の二つの訴訟がどういう経緯を辿ってこの判決に至ったのか、そして、この二つの判決の大まかな概要といったことについて、ご説明をいた

訴訟の概要と論点

小早川 ます、本判決に至るまでの、

高橋 ます、原子力施設反対訴訟について、その概要を紹介させていただきます。訴訟の種類、件数が多いので、一覧表にしまとめてあるもの(本号三二頁)をご参照ください。

一口に原子力施設と申しましても種類

小早川 去る一〇月二十九日に、いわゆる伊方原発訴訟と福島第二原発訴訟の二つの事件についての最高裁判決が下されました。それに先立って、高速増殖炉「もんじゅ」についての最高裁判決(平成四・九・二二判時一四三七号二九頁)もあり、最高裁判決が次々に出たということになります。ただ、そのうちの「もんじゅ」の判決は、訴訟要件に関する判断が内容でしたが、それに対して、伊方と福島第二の二つの判決は実体判決でありまして、とりわけその意義が大きいと考えられます。そういうわけで、本誌におきましては今回、この二つの判決を中心に特集を企画するというところで、何本かの論説のほか、この際、従来から原発訴訟に関していろいろ研究され発言をされている方々にお集まりいただいて、座談会を催したいと考えたわけです。

対応して、この座談会も法律学研究者にお集まりいただいて、主として法律学的な側面から問題を考えるという構成にしました。もちろん、判決の内容を見ていくと、もっと突っ込んだ、実体に立ち入った判断が本当はあって然るべきだったのかどうか、そういう問題もあるかもしれない。後ほどご指摘いただければと思います。

今日の座談会の進め方ですが、この二つの判決は上告論旨を踏まえて読まないとうっかりにくいところもあります。そういうこともあり、多少前置きのな整理をした上でご意見を出していただくほうがいいところもあるかと思ひまして、高橋さんに、この判決の背景と論点の整理を特に事前にお願ひしてあります。進め方としても、必要に応じて高橋さんにまずそういった趣旨のご発言をいただいた上で、皆様に自由に討論していただくことにしたいと思います。



あべ・やすたか氏

はさまざまです。また、国を相手とする行政訴訟、事業者を被告とする民事訴訟と、訴訟の形態もさまざまです。前の点についていえば、先ほどご紹介いただいた「もんじゅ」は、高速増殖炉という新技術の開発のためのものです。また、最近、行政訴訟の提起されている核燃料の濃縮加工施設や、廃棄物埋設施設の構造というものも、商業用の原子力発電所とは異なっているわけです。

原子力施設の安全性に踏み込み、実体的な判断を下した判決は、いままでは、すべて商業用原発に関する行政訴訟についてのものでした。下級審判決としては、伊方原発一号炉の地裁・高裁判決、福島第二原発一号炉の地裁・高裁判決、東海第二原発の地裁判決の五例があります。

いま小早川先生からご紹介いただきましたように、今回、伊方原発と福島第二

原発について上告審の判断が下され、これが、原子力施設反対訴訟について、実体判断を示した初の最高裁判決ということになります。

次に、伊方原発訴訟・福島第二原発訴訟の経緯についてご紹介したいと思います。伊方原発訴訟は、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）二三条一項一号に基づく、原子炉設置許可の取消訴訟として、異議申立てののち、昭和四八年に提起されました。松山地裁は昭和五三年、原告の請求を棄却。原告の控訴に対し、高松高裁も昭和五九年、一番の判断を認容してこれを棄却しました。

福島第二原発訴訟も、原子炉設置許可に対する取消訴訟として、昭和五〇年に提起されたものです。第一審の福島地裁は昭和五九年に、第二審の仙台高裁は平成二年に、原告敗訴の判断を下しまし

た。両事件とも原告が上告し、今回の最高裁判決へと至ったわけです。

その次は、判決の概要です。その前に、原子力基本法などの関連法令に改正があつて、判決の判断は改正前のものに基づいていきますので、この点を先に押さえておきたいと思えます。すなわち、許可処分の際は、原子力委員会が原子力行政全般にわたる内閣総理大臣の諮問機関としての役割を果たして、原発許可に際し、法令上、内閣総理大臣は原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならぬとされておりました。

その後、昭和五三年に、原子力安全委員会が原子力委員会から分離創設され、原発許可に際しての意見聴取は、安全面については原子力安全委員会で行うこととなりました。また、同時期の改正によつて、商業用原発の許可権限は内閣総理大臣から通産大臣に移管され、それまでの訴訟も通産大臣に承継されています。そこで、まず伊方の最高裁判決です。

判決は、第一に、原子力基本法と原子炉等規制法が、住民の参加手続や関連資料の公開を定めていないことは、手続の法定を定めた憲法三一条に違反しないし、安全基準の具体的内容が法律に定められていないことについても、憲法三一条違反の疑いは前提を欠いていると言っています。

また、判決は、法律の委任に基づかぬ

い安全基準に従つて、安全性の判断が下された点に関する、憲法四一条違反などの主張に対しても、原子炉等規制法の規定の仕方は合理性があるとの理由で、主張の前提を欠いているとしています。

第二に、判決は、原発の安全性判断に行政の裁量を認めたことなど、原判決が行った司法審査の方法の当否について、原子炉設置許可要件の判断は、専門家からなる原子力委員会の意見を尊重して行われる、内閣総理大臣の合理的判断に委ねられると述べ、原判決の判断を正当としています。

第三に、判決は、原子炉設置許可の際の安全審査の対象は、原発の固有の安全性、しかも原子炉の基本設計の問題に限定されるとした原判決を正当とし、固体廃棄物の最終処分方法などの問題も審査事項の中に含まれる、という原告人の主張を排斥しています。

さらに判決は、原子力委員会の安全審査手続に法令違反はないこと、スリーマイルアイランド原発事故は、処分の際の安全審査の合理性を左右しないこと、安全審査について、調査審議や判断に不合理な点はないこと、以上の三点を指摘し、いずれも原判決を正当としています。

福島第二原発訴訟の最高裁判決も、伊方判決と類似の立場をとっています。また、判決は、伊方判決とほぼ同一の理由

をもって、原子力基本法や原子炉等規制法が、憲法三一条に違反するとの主張を排斥しました。

次に、判決は、原子炉設置許可の安全審査は、施設の基本設計に限定されるという立場から、廃棄物の最終処分や使用済核燃料の再処理の方法など、さらには、人と機械の接点であるマン・マシン・インターフェイスの問題なども、設置許可段階での安全審査の対象から除外されると述べています。さらに、判決は、許可処分を適法とした原判決に誤りはないなどとしています。

以上が判決の概要です。
小早川 ありがとうございます。

安全審査の基準と機構

小早川 そこで順序としては、原子炉等規制法二四一条一項四号の規定の仕方が憲法三一条に違反しないかどうかという論点が、まず出てきます。これについては上告論旨はどのような立場に立っていますか。

高橋 ご紹介します。兩訴訟の上告理由とともにこの問題を取り上げていて、いずれも設置許可要件を定めた原子炉等規制法二四一条一項四号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が……災害の防止上支障がないもの」と規定するにとどまっております。審査の際に基準とされたものも

まご紹介いただいたように、この判決それ自体に非常にたくさん論点が含まれているわけですが、本日は時間の関係もありまず、議論の対象を絞るという意図で、適当に論点を限定させていただきますと思います。とりわけ、伊方・福島兩判決の行政手続法的な判断部分も、大変重要で、許可手続への周辺住民の参加、申請書等資料の公開といった問題があり、この点は、先に出された成田新法最高裁判決（平成四・七・一民集四六巻五号四三七頁）に依拠した判断がされていると見えますが、今日はその点は割愛させていただきます。

指針等の行政機関の内部基準であるといふことが、憲法に違反していると主張しているわけですが、

より詳細に見ると、福島の上告理由では、憲法三一条が手続のみならず実体面についても適正な要件が法定されることを要求していること、これは行政処分についても適用のあることを、主張しております。そして先の原子炉等規制法の許可要件が、この要請に明白に違反する白地規定に等しい、また、安全審査において基準となった指針類にも、法的根拠が欠けている、と主張しています。

伊方の上告理由も、適正な実体要件の法定が、憲法三一条の要請であり、原子炉等規制法のような白地規定は、明確に禁止されている、と述べているわけですね。

これに対して、伊方・福島の兩判決は第一点として、科学技術は不断に発展進歩しているから、審査基準を法律で詳細に規定することは困難だけではなく、進歩への即応性の面から見て不相当であること、第二に、各専門分野の学識経験者を擁する原子力委員会への諮問という、慎重な手続も定められていること、を指摘しています。この二つを根拠として、兩判決は、原子炉等規制法の許可要件が不合理、不明確であるなどとする上告理由の批判は当たらないとして、憲法三一条違反の主張はその前提を欠く、と結論づけました。

小早川 ついでに、伊方判決ですとその次に出てくる論点ですが、審査基準が内部基準であって、そういうものによって許可するかしないか決めるのは憲法四一条違反であるかという問題があるようです。これについても何か、上告論旨との関係でご説明いただくことがありますか。

高橋 この点も、四号の規定が抽象的であることに関連しています。上告人は法の要件を抽象的なものとし、下位の法規に委ねることが合理的な場合であって

も、法律の委任は必要である、と述べています。また、安全審査基準は、国民の権利義務内容を具体的に規定するものであるから、その決定は国会に留保されるか、少なくとも国会による委任が必要である、と主張いたしました。

このような理由に基づきまして、上告人は法の委任に基づかない審査基準に従って安全審査を行ったことが、国会が唯一の立法機関であることを定めた憲法四一条などに反する、と主張しているわけです。

判決はどのように答えたかという点、先ほど述べたように、規制法の要件の定め方は合理的であるということと述べて、安全審査が法律の規定に基づかないものであることを前提とする上告人の議論は、やはり前提を欠く、と述べたわけですね。

小早川 ありがとうございます。三一条問題と四一条問題とがありますが、考えていく場合には両方が絡まってくるかもしれません。阿部さんは、従来からこの点について論じておられると思いますが、判決について何か……

阿部 この問題は、授權法律の明確性をどこまで要求するかということにあると思います。ドイツでもそういうことが争われたことがあります。連邦憲法裁判所が一九七八年八月八日、いわゆるカール決定において、この問題に関して

は、科学技術の発展という要請も考え、ある程度抽象的規定もやむを得ないという趣旨のことを述べています(阿部泰隆・国土開発と環境保全(日本評論社、一九八九年 三二二頁参照)。

日本の場合でも、一方ではこのように国民の生命健康にも大きな影響があり、うな、極めて重要な問題については、立法者はできるだけ明確に規定すべきだと、考えられますが、他方では立法者の能力と技術の発展を考えると、差し当たり法律自体は抽象的で、国会が原則的な決定をするだけで、その先は行政部門で決定するというのは、少なくとも解釈論として違憲とまでは言えないと私は思っています。

立法論としては、その場合には政令や省令でできるだけきちんと言いたい、その手続についても、アメリカのルールの一部のような、かなりオープンな手続で決めて、原子力発電所の安全性について危惧する立場の人の意見も取り入れるというか、そういう意見にさらされた上で、ルールを作ることが本来は必要であるかと思っています。

小早川 判決の立場はどうなのでしようか。憲法三一条で何らかの程度の要件の明確性は要求されるという、そういう憲法解釈論が前提なのでしようか。

阿部 判決は、この場合は別に一般論をしていくわけではなく、専門家の判断

に委ねているから憲法三一条や四一条の問題は起きないという趣旨ですね。

高橋 「前提を欠く」という表現をみると、判決は、そのような趣旨ではないかと思えます。

阿部 専門家の判断であれば、それが公の場で論争にさらされなくて、一方に決められても構わないのかという問題があつて、本来ならばというか、立法論としては専門家の判断であつても、そのルールを決定するプロセスにおいて、疑問とする立場の人からの意見にさらされ、公の議論をした上でルールを決めることが必要であらうと思つていますが、それが解釈論として違憲と言えるかどうかということになると、私としてはまだ躊躇しています。

淡路 判決が言うように、審査基準を法律で詳細に定めるとか、法律が委任した規則なりで、詳しく定めるといふことは、かなり困難かも知れません。しかし、それは一つの方法で、一般的にはその方が望ましいと言えらうと思つていますが、そうでないといけないうかどうか。現在やっているように、審査委員会を作つてそこに調査・審議させるというやり方ではないか。そのような方法もあり得ると思ひます。

前者の方法を取らなければ憲法問題が起つて、後者では駄目だとは一概に言えないと思ひますが、そうなるか

度は、人の生命、身体にかかわる問題ですから、調査審議をする委員会の構成なり、委員の選び方なり、判断の仕方がどういうものとして規定されているかということが、ものすごく重要な意味を持つてくると思ひます。

つまり、実体的な基準を明確化しないで、手続的方式で審査しようというわけですから、その手続的方式の方が、周辺の住民なり、四号の災害の防止上支障がない形で審査できるように、審査委員会をきちっと作る必要があると思ひます。原子炉等規制法の旧法は、そもそもそういう視点がなく、原子力委員会という開発を進める委員会の中の安全審査専門委員会で、やっていたわけですから、それが法改正されて、現在は安全委員会が設置されました。

問題は、かつての安全審査専門委員会あるいは現在の安全委員会の委員が、原子炉の安全性をめぐる科学的にいろいろな議論があるのを集約して、それぞれの意見が委員会の中に入つてきて、調査・審議されるような仕組みになつていくかどうかの視点がすごく重要だということだと思います。そうなつていなければ憲法違反になるかどうかは、いま阿部さんが言われたとおり、必ずしもよくわかりませんが、少なくともそういうものは要請されるということはあるのだらうと思ひます。

伊方の一番の判決の段階では、安全専門委員会の審議の仕方は非常にずさんであつた、ということが主張の中で出てきています。認定事実の中でも出てきてはいたが、そういうずさんな方式であつたら、法律できちつと基準を定めたものに置き代わる制度と言へるかというところ、これは甚だ疑問だという感じがします。

交告 阿部先生のご発言に関連して申し上げます。阿部先生が、政令あるいは省令のレベルで決めるべきだと言われましたが、これはかなり重要な意味を持っていると思ひます。現行の指針類を見ると、必ずしもこの指針どおりに審査しなくてもいい、ということが必ずしもあつてありません。

つまり、科学技術の進歩に応じて新しい知見が出てきた場合は、この指針内容に勝るのであればそれに従つていいということが謳つてあるわけで、そういうことを考えると、政令、省令のレベルに上げた場合に、そういう柔軟性を持ったものとして、規律できるかどうかという問題を考える必要があると思ひます。私も、政令、省令のレベルで決める部分はあると思つていますが、どこまで政令、省令で決めて、どこまで内規に落とすかということ、じっくり考える必要があるかと思ひます。

もう一点、これはお伺ひしたいのです



あわじ・たけひさ氏

が、指針類の中で線量限度を定める告示ですけれども、あれは他の指針類とは別個に考えなければいけない気が私はしています。というのは、あれはそんなに科学技術の進歩への即時対応性というほどのこともないと思うのです。

ICRP (International Commission on Radiological Protection: 国際放射線防護委員会) の勧告に従って変えられますが、そんなにスッと対応していかなければいけないというものではないと思いますので、あれは別個に考えるべきだと思っています。

阿部 いまの話は、政省令でルールを決めた場合は、科学技術の発展を考慮できない、かえってマイナスになることもあり得るということですが、その程度の話であれば政省令でルールを決めて、ただし、科学技術庁長官が特例を定めることができるという規定を置くとか、何か

一カ条特例のルールを置けば済みそうなものです。

省令ぐらいたと各省がやるのですから、法律や政令と違って、いまの指針の定め方と、迅速性においてどれだけ差があるのかも怪しいとは思いますが、逆にいまのように指針であれば、科学技術の発展に対し現実に早く対応できているのでしょうか。

淡路 いずれにしても、年に何百件とか何千件許可申請が出てくるという話ではないのですから、政省令で対応できないということはないと思います。問題は政省令で対応できるかどうかでなくて、法律とか政省令で対応すべきかどうかというところで、そうではないと最高裁は言っているのですね。そこが問題なのではないですか。

つまり、委員会の形で各専門分野の学識経験者等が判断するのだから、それに

置き代えてよいというところに、この判決の一つの言い方があるわけです。その点を一体どう考えるべきかが問題だというのです。

私は政省令対応はできると思うし、先ほど言ったように、そんなに迅速性が要求されるというのではないでしょう。原子力発電所の許可手続をやっていくというのはいくらも時間がかかる話です。

高橋 この問題については、学習院大学の高木光教授が論文にお書きになりましたし、私も書きましたが、その中で私が主張いたしましたように、いわゆる価値判断にかかわる抽象的な部分と、それを具体化する専門的な部分を分けるやり方で対応する、という方法はあり得ると思います。

もつとも、いまの実務はそういう発想を採用しておりません。また、先ほど交告さんからご紹介いただいたように、指針類の適用については、個別の原発の特殊性とか、科学技術の進歩への対応という観点から、柔軟に適用除外を認めるという建前になっています。現状のままでは、指針を政令や省令として制定した場合にはいろいろと不都合の生ずる可能性もあり得ますので、根本から発想転換することが必要になるのではないかと思います。

交告 ただ、先ほど阿部先生が言われたように、科学技術庁長官の命令で適用

していくということで、対応できるかどうかということも、もつと議論するべきだと思います。それでできれば私もそれだいたいと思います。

小早川 ただ、現在の、特に原子力安全委員会設置後の現行の体制の考え方がらするかどうか。政令なり省令なりで、ということは、内閣なり内閣総理大臣なり通産大臣なり科学技術庁長官なりが、ルールを決めるということになります。それはいまの制度の考え方と違うのではなからうかと思えます。最高裁が言っているように、良くも悪しくも専門家に決めさせるというのがいまの建前であって、原子力委員会と原子力安全委員会がそれを代表するというものになっているのではないのでしょうか。その原子力安全委員会の審査会が審査基準を立てる、ということがいまの制度の論理に合っているのだから。しかし、それがいかどうか。専門家に全部任せてそれでもいいのかというのが、先ほどの阿部さんの問題提起であったと思います。

阿部 許可のほうはなぜ通産大臣の権限になっているのでしょうか。原子力安全委員会の許可制になせしないかと疑問に思いますが、その意見を聞いて通産大臣が許可不許可を決めるということですから、規則も原子力安全委員会の意見から聞いて決めるとすればいいのです。大した違いではないのです。



こうけつ・ひさし 氏

小早川 二四条一項のうちでも三号と
か、要件によって問題の性質が違わ
ずからね。

淡路 何と何が大了した違いじゃないの
ですか。

阿部 いま小早川さんが言われたのは、
専門家委に委せるのだから原子力安全
委員会に規則制定権を認めたらというこ
とだと思いますが、その判断を尊重して通
産大臣が決めるのと、実際には変わらな
いし、許可のほうはそうしているのですか
ら、規則や目安のほうでも、原子力安全
委員会の意見を尊重して通産大臣が決
めると、そして省令にしてもよいわけ
です。アメリカ流ですけれども、ルール設
定の時に少しオープンにして、皆さんの
意見を聞くというような形の立法が、本
当は望ましいということですか。

小早川 どちらがいいかという問題は
あると思います。ただ、原子力安全委員

会は単なる諮問機関ではないと思うので
す。安全委員会が安全でないと言ったも
のをひっくり返して科学技術庁長官なり
通産大臣が許可を与えるということは、
現行法ではあり得ないと思います。

阿部 それはそうですね。

淡路 問題はコントロールの問題だ
と思います。つまり安全審査を誰かに白紙
で任せてしまっているのかどうか。法律
で決めれば国会でコントロールされる
し、そうでない場合にいろんな問題が起
こってくるわけです。つまり政省令レ
ベルで、誰がどういうふうな安全審査を
コントロールするかということですか。

現在、原子力委員会（現在で言えば
安全委員会）が調査審議をしているわけ
で、基準も作るだろうし、調査審議もす
るだろうと思います。しかし、安全審査
に疑義があるような場合にどうするかで
す。そういうケースはいくらでも起こり

得ます。委員の選び方、審議の仕方、審
議の判断になったデータの取り方など、
いくらでも問題は起こり得るわけで、安
全審査をコントロールし、疑義がないよ
うにするためには、一体どういう手続で
やるべきかというのが問題で、現在の安
全委員会のやり方で、法律で基準をきち
っと定めたものに置き代わるものになり
得るかどうかが、なり得るとしたらその条
件は何かということが、最高裁の議論に
立った場合に、次の問題として出てくる
のではないかと気がします。

小早川 いまの点は、次の論点である

安全性判断と司法審査

小早川 次の点に移ります。特に伊方
のほうの判決は、実体問題についての判
断の前提として、許可の際の行政庁によ
る安全性判断がどういう特質を持ってい
るかと言ひ、それを前提にして、司法審
査のあり方はこうあるべきだということ
を言っているように見えますが、これも
いろいろな読み方があり得ると思いま
す。この点についての従来からの議論の
流れとも噛み合わせて、ここでも高橋さ
んに、どういふ点が問題なのかを最初に
まとめて指摘していただければと思いま
す。

高橋 まず順番に、「安全性判断の特
質の捉えかた」ということで、判決は

司法審査のあり方とも関係すると思いま
す。今度の最高裁判決で、専門家からな
る機関の判断を非常に重視して、それに
少し寄りかかり過ぎではないかという感
じが、私も、いまの場面ではするわけで
すが、他面、それを前提にして初めて司
法審査のあり方が決まってくるというこ
とは、従来の裁量論の中に手続的な観点
を入れていくわけで、その点は次の話に
なりますけれども、進歩と言えば進歩だ
と思います。そこは両面があるという気
がします。

「内閣総理大臣の合理的な判断」という
表現を用いており、裁量という言葉を明
示的に用いていないわけですから。ところが
後の箇所、「この判断の司法審査は合
理性の有無の観点から行われる」と述べ
ておられて、この判示をどう読むか
が、まず問題になるように思われます。
また、合理性の有無の観点から審査が行
われることの根拠として、許可の際の安
全性判断の特質を、判決がどう把握して
いるかということも、議論にならうかと
思います。

次に、判決は、裁判所による具体的な
審査のあり方として、現在の科学技術水
準に照らして、調査審議で用いられた審

査基準に不合理な点があり、あるいは調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があり、被告の判断がこれに依拠してされた場合に、設置許可は違法になると言っています。この説示をどのように理解すべきかということも、問題になるかと思えます。

第三に、この説示の中で、判決は合理性の有無について、現在の科学技術水準が判断の基準になると明言されていますが、下級審判決や学説で意見の分かれていた点に関して、最高裁の示した判断として注目すべきものだろうと思えます。

第四が、立証責任の配分の問題です。判決は、被告の判断に不合理な点があることの主張立証責任は、本来、原告側にあるが、資料をすべて被告が保持していることを考慮すると、被告の側で被告の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があり、被告がこれを尽くさない場合に、被告の判断に不合理な点のあることが、事実上推認される、と述べています。

この説示が、主張立証責任に関してなされたことは明らかですが、最近、主張立証責任の配分に関連して、主張立証の必要性の観点を重視する傾向がでてまいりました。そこで、判決が、主張立証責任の問題と主張立証の必要性の問題とをどのように捉えているのか、これまでの

下級審の判断との関係はどうなのかという点が、問題になると思えます。

小早川 この点についても、皆さんそ

裁量論との関係

交告 裁量性審査の問題ですが、結局、従来の行政法で言っている裁量論との絡みがよくわからないのです。下級審の裁判例をよく読んでみますと、どこが裁量なのかということがよくわかりません。最初のところに裁量に関する一般論が出てくるだけで、後のほうには何が裁量かということほとんど出てこないのです。ですから、いままでの議論との絡みということがよくわからないと思えます。

私自身は、むしろ裁量の問題というよりは、判断をする人が、ある事実からある判断をするその結び付き具合というのが、どういう結び付け方であれば合理的であるかという問題で、それを裁判官がどこまで自分に自信を持って断言できるかという問題だと思えます。例えば、ECCS (Emergency Core Cooling System ..非常用炉心冷却系) の実証性というものがどの事件でも問題になっていますが、これですと一体どこが従来の裁量の理論で説明できるのか、私自身はよくわかりません。

ここで問題になっているのは結局、例

れそれぞれ意見があると思えますが、いかがですか。

えは伊方の場合ですと、部分部分の実験とコンピュータのシミュレーションで、うまく稼動することが確認されたということが、被告のほうから言われたわけですが、原告からしてみれば、その程度では実証があるとは言えないわけです。これは部分部分の実験とコンピュータのシミュレーションが行われて、うまく稼動するのであるという判断が成り立った、この結び付き具合について、裁判官が果たしてどういう評価を下すことができるかという問題になってきます。

多くの問題について、同じような状況が生まれると思えます。これが従来の裁量論とどういう関係になるのが、私自身はよくわかりません。むしろ裁量論と云う必要はあまりないのではないかと思っています。

淡路 交告さんが言われたいまの点は重要だと思っています。つまり、これまではこの原審もそうだし一審も福島の前審もそうですね。つまり、わざわざ専門技術的裁量ということを示的に言っているわけですが、場合によっては、専門技術的裁量に加えてさらに許可するかどうか

かの政策的裁量も入る、ということすら言っていたのを、わざわざ最高裁は避けたのではないかと思えます。つまり、明示的に最高裁は専門技術的裁量という言葉を使わなかったことに、私は非常に大きな意味があると思っています。

もしそういう言葉を使わないで司法審査をするという場合に、いろいろな司法審査の仕方があります。例えば全く違つたフレームを原告側が作ってきて、それで見たら安全ではないではないか、という争い方もあり得るわけですが、これは、裁判所としてはのりにくいだろうと思えます。

安全審査をまかされている委員会があつて、調査審議するための具体的な審査基準というのがあつて、それに基ついて安全だと判断したという場合に、その争い方には、二つの形があり得ます。一つは審査基準自体が駄目だということ、もう一つは基準を適用して出てきた結論の出し方、推論の仕方が駄目だということの両方しかありません。最高裁は、安全審査会で相当の手續でやっているのですが、したがってそれに則つて司法審査をする、というふうに言ったのだと思えますが、その時に、裁量という言葉をしなかつたこと自体非常に重要だと思うのです。

このやり方だと、行政手続に則つた形にはなりませんが、もう一回追試してみ

ことが可能になると思います。つまり、審査基準について、例えばECCSが働かないとか、蒸気発生器細管が破損し易いとか、この判断の方式だとこれこれが不合理だということ、一応争える形になります。ということは、下級審で従来言っていた専門技術的裁量論とは、一歩違いを出したと見るべきではないかという気が私はしていますが、行政法の人はどうお考えですか。

高橋 審査の仕方ですが、一方では審査基準の合理性の審査ということを通じて、他方で基準の適用の過程における調査、審理及び判断の過程については、看過し難い過誤欠落があるかどうかを審査する、と判決は述べているわけです。つまり、基準自体の審査と基準の適用の審査とを区別する言い方をしているところが見受けられます。その辺に、審査基準を重要視するという最高裁の考え方が出ているように思われます。

淡路 看過し難い過誤欠落というのは、相当にミスが大きいという場合に、行政法上使うことばですか。「許し難い」という感じでしょうか。

小早川 これはどうでしょうか。最高裁のいままでのいわゆる「括弧付きでこのような言葉を使いますけれども」「裁量審査」についての判例には、こういう表現はなかったのではないですか。ここで新たに作ったのではないかと思

ます。ですから、まさにお二方が言われたように、これは、ある程度の誤りがありそうでもそれは目をつぶるという従来の意味での専門技術的裁量の尊重ということなのか、それとも単に結論に影響しそうなという意味で、「看過し難い過誤欠落」と言っているのであれば、これは裁判所が追試しているということにもなるわけです。途中の計算ミスがあっても結論に影響はないということであれば、それは取り消す必要はないわけですが。そこは両方の読み方があると私も思います。

高橋 付け加えさせていただければ、後の立証責任のところ、不合理な点があるかどうかの点については、本来、原告が主張立証責任を負うと述べていることをみると、判決は、裁量の逸脱の立証責任と平仄を合わせたのだ、とする見方も成り立ちます。したがって、その辺は読み方が難しいと思います。

交告 その点、伊方のほうの読み方ですが、「本来、原告のほうを負うべきである」と言っているその「本来」は、なぜ本来なのかということはどうですか。専門家の能力を尊重しているシステムだからということはないですか。

淡路 いまのところをお聞きしたいのですが、争いは二つあるというわけです。つまり審査基準がいけないか、いいとしても審査基準の当てはめがいけない

かということ。この場合に、不合理という言葉を使っている点が注目されるわけです。他の用語を使うとしたら、例えばどういう用語を使うのでしょうか。不合理というのは、そんなに目茶苦茶な用語なのかどうか。安全審査上多少問題があるような基準であってもいいという意味で、不合理という言葉を使っているのか、それとも違法なのか。違法というのは全体の評価ですから違法とも言えないと思います。

ですから、審査基準が妥当かどうか、安全審査上問題があるかどうかを不合理と言ったのかなという気もします。

小早川 私もそのところがわかりません。裁量審査の基準と言う場合に、憲法訴訟理論の影響の下に「不合理性の審査」ということが行政裁量についても言われることがあり、その場合は合理的か不合理かというのはかなり緩やかなもので、ある程度までは行政庁の判断を承認するということも言っているわけですが、この判決がそういう意味で言っているのかどうか。

淡路 ですから、安全上問題点ありというのと、あるいは言い換えていいのかというのと、問題点というのは何なのかよくわからないので、そういう意味で従来使ってきたような、看過し難いような著しい逸脱とか、著しい問題というのとは少し違うのではないかという感じもしま

すので、この点は最高裁は慎重に表現しているという感じがしています。

阿部 この判決では裁量という言葉を使っているから、一見、審理強化説にも配慮したように見えますが、よく読むと専門分野の学識経験者など、要するに原子力委員会の科学的専門的知見に基づいた意見を尊重して行い、内閣総理大臣の合理的判断に委ねるということで、その趣旨は内閣総理大臣が専門家の判断を尊重するだけでなく、その結果を裁判所も尊重するという趣旨だと思います。いわゆる専門裁量を認めたのだと私は理解します。

この判決の中で、多角的、総合的見地から検討が必要とか、将来の予測にかかるとか、総合的的判断が必要とかと言っている点もこの読み方を補強します。私自身も実体的判断位置とか、判断余地とか手続だとかいろいろ言っても、結局は行政の合理的判断に委ねるということで、何が合理的かという問題だと言ったことがありますが。それを裁判所との関係で見れば、裁判所はもう介入しないという意味で、裁量を認めたのだと私は理解しました。なお、内閣総理大臣の合理的判断に委ねるといふ表現をしています。これ自体は言葉としては当たり前で、不合理な判断に委ねることはないし、合理的な判断なら承認せざるをえないということ、それ自体に対しては異



こばやかわ・みつお氏

議はないと思います。
むしろ、専門裁量を認めるべきなのか
どうか、一つの重要な問題ですが、そ

審査基準の適用・外部効果

阿部 最初に淡路さんも言われたように、基準の適用の話ですと、基準に不合理な点があれば、それに依拠してなされた許可は違法になるという趣旨のようなので、行政内部で決めた基準に、行政処分
の違法の効果をもたらすという、いわゆる外部効果を認めたということで、一つの新しい判例と言えらると思います。

伝統的にも、通達違反の行政処分は違法かという議論をされて、原則は違法ではないはずであるが、違法になることはあると言われていましたが、いわゆるマクリーン事件の昭和五三年一〇月四日最高裁判決(民集三二巻七号二二三頁)で

れはもう一度後で申し上げたいと思いま
す。

は、そういう内部基準に違反しても、処分は違法にならない(阿部泰隆・行政の法システム(下)(有斐閣、一九九二年)六六六頁)と言っていましたので、この判決は新しい考え方をきちんと出したと読んでもいいのだらうと思います。

基準の適用で、「看過し難い過誤欠落」の意味は本当にわかりませんが、おそらくは、こういう複雑な過程を辿って決める許可処分の場合、必ず途中で多少のミスはあるので、軽微なものは結果には影響しないものとして扱い、とにかく許可するわけにはいかないというよう
な、何か大きいものだけは違法にすると

いう意味で、「看過し難い」という表現
を使っているのだらうとは思いますが。

私も手続のことでは、取消事由に当たる皆さんの程度として、小さなものは不問にするしかないし、ある程度数がある
って、行政過程が全体として正常性を欠くような場合に、瑕疵があると述べたこともあります(阿部前掲国土開発と環境保全三一八頁)。この判決についてはこの抽象論では賛成します。ただ、具体的にその適用のところで、意見がかなり分かれるのではないかと気がしています。

専門家の裁量との関係では、専門家の判断だから尊重しようというのがこの判決のトーンですが、先ほどから淡路さんが言われているように、専門家の判断というものは、吟味を経なくとも本当に尊重に値するかと言うと、専門家でも原発推進側の人たちは往々にして先入観で調査することを怠っているとか、多数の人が判断していると言うけれども、それぞ
れの問題はたった一人で判断しているとか、一人で判断するところを担当の学者が欠席しているとか、お互いに仲間のミスは見て見ぬ振りとか、専門家でも組織の病理ということもありますから、専門家の判断でも、疑ってかかることが必要
です。

す。だからこそ法律家の間の争いを裁く
制度が必要なのです。物理学者が、原子
力安全委員会に属している人が絶対安全
だと言うから安全としたら、これまた
おかしいのは当然なのです。ですから、
専門家の判断だと言って直ちに尊重する
のは妥当ではないわけです。

公取委でさえ、あれだけの組織でやっ
ているから実質的証拠の法則が認められ
ているのに、原子力(安全)委員会は独
立性も弱く、組織も弱体のはずですか
ら、実質的証拠の法則に近いような専門
裁量を簡単に認めるべきではありません
。少なくとも、やはり安全でないと思
う学者の人たちと論争して、本当に専門
家と言われる人の判断のほうがより合理
的だということを、我々に納得いくよう
に示してはじめてそれは専門家の裁量と
して、尊重できることになるのだらうと思
います。

そのプロセスを経ないで、上告で非常
に詳しく書いていることについて一切返
事をしないで、原審どおりと言われて
も、尊重に値する専門家の裁量があるの
かどうかさっぱりわからないという気が
します。

法律の問題で、法律家が言ったから全
部信用せよなどと言ったら、法律家など
馬鹿だと言われるに決まっているわけ

淡路 いま言われた点は、先ほどの第
一点目の論点にかかわる論点です。私も
その先はいま阿部さんが言われたように
言いたかったのです。つまり、基準に置
き換えるというなら、いまのような委員



たかはし・しげる 氏

会の構成なり運用なり、その問題をもう少し考えなくていいのかということですね。阿部さんがいま言われましたので、その点についての問題はこれ以上ふれませんが。

それから、阿部さんの最初のほうのご指摘ですが、内部的な基準違反を違法と認めたように見えますが、実はこの判決の論理から言えば、基準が不合理か、あるいは基準の適用が不合理かという推論過程を通して、二四条一項四号の安全上問題がある、災害防止上問題がある、したがって違法になる、という結論になるので、直ちに内部的な規則違反が違法になるというふうに読まなくても良いのではないのでしょうか。

いう趣旨ですね。

小早川 課税処分の場合に通達の問題というのは表面に出てこないかとされていますが、裁判所がその場合にはどのような審理するかというと、年間の所得がいくらであるということ、直接に証拠に基づいて審理するわけです。それに対してこの判決が考えているのはそうではなくて、裁量と云うかどうかはともかくとして、現行制度の思想からすると裁判所は自分の立場で安全性を判断すべきではなく、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議・判断を基にしてされた行政庁の判断に不合理な点があるか否かをなぞってみるべきだ、と言っているわけです。そのなぞり方として、専門家はどうかやったかという審査基準を立ててそれを当てはめていくわけだから、二段階あるだろう、審査基準が合理的か、当てはめないし運用が

合理的か。そのどちらかがおかしければ、判断が不合理だということになって、裁判所としてもその判断を認めるわけにはいかない、というのではありませんか。

そのようにみれば、それが一種の事実認定の問題なのか、それとも法の解釈・認識の問題なのか、それともまさに裁量権なのかという、その三つのどれかという問題はあると思いますが、私は、従来のような裁量とは違う、裁判所が法定の要件が満たされているかどうかを見る、しかし、独自の見方で見るとはなくて、行政庁の判断過程を追いかけていく形で見るのだというわけで、裁判所はそのような方法を自らに課しているのでは

「現在の科学技術水準に照らし」

淡路 「現在の科学技術」というのは、いつですか。

交告 判決時ですか。

阿部 これは判決が処分時か判決時か、どちらの基準で行くかという点について答えて、「現在の」といっているわけではないのでしょうか。もし、判決時とされるなら、この事件では、許可時と判決時とで、科学技術が発展して、結論が左右されているのか、それを当事者がどう主張したかというのを説明いただきたい、裁判所がそのことを念頭に置いて、

ないかと思えます。外部効果というのはちよつと違うのではないかという気がするのです。

淡路 外部効果と見る見方もあるだろうし、私とか小早川さんの言ったような形を通せば、結局はストレートにはないが、法規違反のところを持っていて、違法だと言っているとも理解できる。

小早川 基準を通してしか法規違反の有無を見ない、基準がいいかどうか、基準をよく運用したかどうかという、その二面的なコントロール以外には、法規違反を裁判所が問題にする道はもうない……。

「現在の」と言っていて、「過去つまり処分時のこと言っても駄目だ」とまで言っているのかどうか、そのご説明をいただくと助かるのではないかと思います。

高橋 それはご指摘の通りで、上告理由の中では、この点を明示的にとりあげて問題にしている箇所はありません。

小早川 ただ、上告理由が問題を提出しなかったとしても、裁判所は真面目に答えるとするれば、「現在の」と言わざるを得なかったのではないかと思うのです。というのは、審査基準そのものの合

理性を見ると言っているわけですが、安全専門審査会の専門家がかつてある時点において立てた審査基準が、その時点においてすでに不合理だったということはなかなか言いにくいだろう……。

阿部 両方あって、許可時の基準が当時の最高の学問水準に照らしても不合理だった場合と、許可時の知見としては、最高の学問水準に照らしても不合理ではなかったのが、より学問が進歩して、いまの知見では不合理になったという場合もあり得るわけですね。

小早川 原子炉の許可というのは、案件がたくさんあって、あらかじめ基準を立てておいて、それをたくさん事件に適用するというわけではなく、ある型の原子炉の申請について、基準を立てるわけでしょうか……。

阿部 処分時のときの知見と、今の知見とで進歩があった場合に、どちらの知見を基準に許可の適法違法を判断するのかわからない問題は、直接には論点になっていないのではありませんか。論点になっていて、それに答えているのですかね？

淡路 処分時とわざわざ言っていない。「現在の」と言っていて、現在というのはいくつかの意味での現在という、一般的、抽象的な名詞として使っているのかもしれないけれども。

ただ考えてみると、例えば、処分時と現在の知見で、この炉は危ない、この点

の審査基準は危ないということが、どこかで事故があつてわかつて、裁判所がそれを問われたときに、「あのときはそんなのは分からなかったから、いいですよ」と言うかという、それは難しいのではないかと思えます。

高橋 それは、福島訴訟の一、二審でもかなり議論になっていきます。

淡路 そうすると、「現在の」というのは、口頭弁論終結時といったふうに読みこむことはできないのですかね。

阿部 もしそういうつもりなら、裁判所は「原審の口頭弁論終結時における」とか、何か言うはずで、言わないところを見ると、裁判所がそこまで意識した文章なのかという点については疑問があります。もし裁判所が判決時か処分時かを考慮して、「現在の」という言葉を使つたとすれば、それでどう違うかというの、どこかに出てこなければいけないと思うのです。なお、この問題はいわゆる違法判断の基準時ともかわりますが、一般論としては、不許可処分取消訴訟などでは、違法判断の基準時は処分時だ、という人が多いのです。しかし、義務づけ訴訟と同じく、判決時だと言う人もいます。日本では必ずしもその決着は付いていません。そういう問題について、そんなにサラサラと決着を付けるということはまずあり得ないと思うのです。だから、ここは実益がある話かどうか

かが先で、原審でそこまで出したのなら、そこから説明していただくとうかがうのですが。

小早川 実益はあるのではないかと……。

阿部 もし最高裁が実益を意識して判断したと読み込むのなら、実際にどんな利益があつたかと、具体的に提示して言わないといけないのではないかと思えます。

小早川 審査基準のほうから言います。審査基準を専門家が立てる場合には、一定のデータと自分の知見に基づいて基準を立てるわけです。この判決は、その基準の良し悪しについても、当該専門家が使った材料だけを使って裁判所が追試をし、ということはない。「現在の」というのは、そうではないということを言いたいのだと思えます。審査基準の合理性を審査する場合には必ずしも当該専門家のやったやり方に拘束される必要はない、それはあとから別の専門家が別の主張をしてもいい、裁判所はそれを聴きながら判断する、ということではないかと思えます。他方、従来の行政法における違法判断基準時論は、立法によって法状態が変化するか、それとも新たな事実が生じて事実状態が変化したか、その二つの場合について考えているわけで、学問的知見が進んだという場合は、従来の基準時論の射程外の

問題のほうです。いままで原発訴訟で、従来の基準時論の枠組みで議論をしている傾向がありましたが、そこはちょっと眉唾もので、最高裁は用心して基準時論の用語には乗らなかつたということではないかと思えます。

阿部 「現在」というのは判決時と読むのですか。

小早川 どちらかといえば判決時に近いのではないかと思えます。

阿部 例えば、ここで「現在の科学技術……右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり」とあって、調査審議当時の具体的審査基準を問題にしているのですね。

小早川 審理の対象はそうです。

阿部 知見が進んだら、いまの知見に照らして、当時の審査基準に不合理な点があるかどうかを問題にする趣旨かというのですが、それだったら、何か文章を書くのが当然で、「日本坂トンネル事件」の国家賠償訴訟判決（東京地判平成二・三・一三判時一三三八号二頁）では、トンネル設置時の技術水準ではなくて、現在の技術水準に照らして瑕疵を判断すると言っています。取消訴訟だって、もちろんそのように考えることはできるし、この話をもとものと知見では不合理な点があると思わなかつた。しかし、いまの知見では不合理な点があるということになったとしたら、それは考え方次第で、も

ともとは違法でなかったとも言えるが、もともとも客観的には違法だったともいえるのです。何とでも理屈は立つので、その問題はまだ決着が付いていませんが、当時かかわった人たちに、当時の人間として誤りがあったかという、国家賠償みたいな形であれば、違法・過失はないのですが、取消訴訟なら、当時の知見といまの知見とはとりあえず別として、いまから見てやってはいけなかったことは客観的には元から違法のはずだった、神様ならわかっている、人間がいまわかるようになったということで、最初から違法だった、だから、これは判断基準時をずらしたのではないのだ、という議論も十分成立します。

高橋 先ほどのお話ですが、福島の一審、二審は、明確に処分時だと言っているのです。他方、伊方の二審は「現在の科学的見地」だと言っております。したがって、この点について、高裁の表現は、くいと違って、伊方の最高裁判決は、「現在の」という表現の方を採用しているのです。高裁段階での表現の違いを多少意識していないと、最高裁としてこういう言い方はできないのではないかと思います。

阿部 最高裁が意識して、「現在の」と述べたとするなら、処分時で判決した福島判決には、違法のかがあるというか、それとも結果に影響がないという

か、何かコメントがなければいけませんね。それをやっていないということは、私は考えていないのだと理解したのです。

小早川 阿部さんの言われたこと、私が先ほど言ったことは同じではないか……。

交告 取消訴訟を判断した行為者の行為のレビューと見るか、実体全体のレビューと見るかという違いになってくるのではありませんか。

淡路 通常の処分と違って、処分後の知見で危険と出てきた場合、いったん取り消して、「もう一回審査してきなさい」と言うことはできるわけですから、従来の議論と同じ基準時の議論、どういうレベルで議論していたか、よく知りませんが、同じレベルの問題として考えなくてもいいのかもしれない。これは読み方としては二通りあり得ると思うのです。いくら頑張っても、それ以上はわからないのですから。

小早川 阿部さんにしても、何を判断材料にしてやるかという材料の範囲は違ってくるわけでしょう。

阿部 当時の知見で判断するか、いまの知見で判断するかで材料がすっかり変わりますから、どちらかに決めていながら、ここで出てくるはずで、新しい知見を使ってよろしいというのに、新しい知見を使つてはいけなという判決があ

ったとしたら、ここでひっくり返さなければいけないわけです。福島もそうでしょう。

淡路 ある程度ひっくり返したのではないですか。

阿部 薬の製造承認時には副作用がないと思われたものが、あとで副作用があることがわかった場合、製造承認は職権で違法として取り消されるのか、それとも、もともとは適法だったが、今後許さないというように撤回になるのか、という議論があり得るわけです。いまの話は、これと非常に似ているのです。

小早川 問題を単純化するためには、事実認定の問題だと思えばいい。処分時

裁量処分性と主張立証責任・立証の必要性

阿部 伊方の最高裁判決は合理性云々といって、行政の裁量をそんなに広く認めていないような外観を呈しています。が、伊方の二審をそっくり是認しているのです。伊方の二審のほうは、原子炉の安全性に本質的にかかわる不合理があるか否かという限度で審理すると言っていますから、最高裁の判決は裁量という言葉こそ用いていませんが、結局は専門裁量を大幅に認める、という趣旨の判決だと理解します。あとは立証責任の問題で、この判決は立証責任は原告にあるという前提で、立証の必要が被告に移ると

には証人のAがいなかったから、処分庁は事実をこれこれと認定した。ところが、裁判所で調べたときには、証人Aが出廷してきて別の証言をしたので、「あ、事実はこちら」ということ。

阿部 それだと判決時か処分時かという議論ではなくて、処分時説だが、処分時に不在だった神様が地上に降りてきたので、その地上へ降りた神様の発言を聞いて処分すべきだったという話ですね。

小早川 処分すべきだったというか、処分要件の認定が誤りだったというか、当時の行動を責めるかどうかという国家賠償法のレベルとは違いますが。

いう議論をしています。が、立証責任が原告にあるというのは、最近の判例でいえば、行政処分が裁量処分である場合ということですね。裁量処分であれば処分の適法性は処分庁が立証する責任があるというのが普通の考え方だと思います。この判決は、裁量という言葉が適当かどうかという問題はあるが、従来の理解でいえば、処分にある程度の裁量を認めて、それで司法審査を制限し、原告に立証責任を負わせるという構造だと思います。

高橋 判決が従来の裁量論と平仄を合

わせているという点については、阿部先生に賛成です。もともと、原子炉の安全性については、多重防護という考え方があり、この議論と裁量論との区別が難しいと私は考えています。原発の建設運転においては、いろいろなミスの発生は避けられませんか。しかし、これらのミスが、いろいろな防護措置を食い破って、最終的に原子炉について災害が起きるかどうかの認定はかなり難しいのです。

したがって、裁判所が行政の判断に合理性があるか認定した場合、それは果たして幅広い裁量を認めたことになるのかどうか。事実認定として、裁判所は、多重防護を食い破って、原子炉の災害が起きるような構造になっていないと評価しているかもしれないので、裁判所が広い裁量を認めたかどうかは、私は読み方が難しいのではないかと考えています。

小早川 主張立証責任については、この判決がいかなる理由でこう言っているのか、私はよくわからないのです。「右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、不合理性の主張立証責任は、本来原告が負うべきだ」という場合の「前記のような性質」というのは、どこを指しているのでしょうか。

阿部 言葉の上では、直接は見つかからないのですが、許可処分が、いわゆる専門裁量処分であるということを前提にしているであろう、と理解したのです。

本来なら、もう少し処分の性質をパラフレーズしてはしかなかったと思っています。小早川 そこは高橋さんの理解はどうですか。

高橋 判決は、裁量の濫用取消とパラレルに捉えているのではないかと思っています。それ以上ここからなにを読み取るかは難しいと思っています。ただ、先ほど被告さんがおっしゃった、「本来」という言い方が、私にはわからない言い方です。判決は、裁量に関する立証責任論とパラレルに捉えたいと、あとは主張立証の必要性のところ、柔軟に処理している、というのが私の理解なのですが、それで、「本来」という言い方は、不必要である感じがします。この点、皆様に教えて頂きたいと思っております。

交告 私は先ほどもチラッとほのめかしたように、専門的な裁量ということと捉えていると読みました。

小早川 裁量処分は一般に原告側に裁量逸脱の主張立証責任があるということですね。そういう読み方もあると思いますが、私の理解はそうではなくて、先ほどの議論の蒸返しにならないようにしたいのですが、裁判所の審査の仕方を限定したこととの関係でこう言っているのではないかと。裁判所がゼロから出発して事実認定をし、法規の当てはめをするのではなく、それを裁量というかどうかはと

もかくとして、行政の判断過程を追いかけて不合理性があるかどうかを見ると、審査方法をとる、しかもその際に、行政の判断は本来不合理のはずだという前提に立たないといえれば、不合理性がでない限りは、それを誤まりと決めつけるわけにはいかない……。

淡路 よくわからないのは、原則をまず言って、しかし本件のような安全審査が問題になっている場合には、まず被告行政側において主張立証しなさい、と言っています。この文脈からいうと、どうもよくわからないのは、本来の民事訴訟法という主張立証責任のことを裁判所はここで言っているのだろうか、ということ。裁判所が言っているのは、まずどちらが証拠を出すかということ、

本来の意味での主張立証責任、とりわけ立証責任では、真偽不明の状態になると、どちらの不利に判断するかということですが、そこまで含めて言っているのかどうか。本来はその議論のはずなのですが、そこがよくわからないのです。本件のような安全審査の資料は行政側にあるのだから、まず行政側からいろいろ資料を出して、「相当だ」ということを言いなさい」ということを言っているわけですね。そのあとどうなるのかは、この判決だともよくわからないのです。真偽不明の状態になったらどうなるかがわからないところですね。

小早川 何が真偽不明になったら、ですか？

淡路 例えば、審査基準について争いが起こっている。片方は「こういう審査をしました」と。「これは相当です」と行政側は言う。ところが他方原告側は、別の知見を持ってきて、「この審査基準のことは問題ではないか、これではとても放射能事故のときに防護ができない」という争いをした。それで真偽不明の状態になることもあるわけですね。

小早川 白地で安全かどうかを議論するのではないのだろうかということを申しましたが、したがって問題は、不合理であるかどうか真偽不明ということ……。

淡路 そうなると……。

小早川 そうなると、先ほどの繰返しですが、行政の判断は不合理と推定する、という推定が働くなら別ですが、そうでない限りは推定は逆に働くことになり、不合理と言えない以上は不合理とは言えない。

交告 原告側が不合理であることを立証しなければいけない。それは伊方の上告理由で言われていることですね。

阿部 先ほど小早川さんは、合理性を審査するから、不合理だという立証責任は原告にあるという繋がりになると言われたように聞こえたのですが、合理性と立証責任は別の問題で、合理的かどうか

ジュリスト

を裁判所が審査する場合でも、合理的だ
ということの積極的な立証責任は被告行
政庁にある、という立証責任制度もいく
らでもとれるはずだ。しかし、この判
決は逆に、原告に「被告行政庁の判断に
不合理な点があることを主張立証せよ」
と言っていますから、反対になるので
す。

小早川 この判決は、証拠を出せとは
言っておらず、原告側の客観的証明責任
のことを言っているわけです。しかし、
勝負はそこではなくて、主張立証の必要
性の次元で決まってくる。もし行政庁側
が自分の判断の合理性について何も説明
しなければ、裁判所は合理的ではないの
だろうという心証を得て、事が決まる、
そういうことなのです。

阿部 実際上は、この場合にどちらが
不合理だと説得しなければならぬかが
問題で、被告行政庁のほうは、被告行政
庁の判断に不合理な点がないことを、相
当の根拠、資料に基づき立証すればよ
い、という趣旨で、被告行政庁の主張が
合理的だということ積極的に十分に立
証しろと言われているから、被告行政
庁の立証の必要はかなり甘いというのが
上告理由の言い分なのです。繰り返しま
すと、この判決の立証責任の考え方で
は、被告行政庁の判断が不合理ではな
い、と被告行政庁は立証できたという
か、要するに水掛論に持っていったら、

被告のほうの立証は成功する。その判断
に不合理な点があるという推認は事実上
なされない。そうすると、原告に立証責
任があるという原則に戻るから、処分は
適法になってしまふ。ところが、こんな
事件は水掛論になりやすい。裁判官に
は、「専門家のやることはよくわかりま
せんね」ということになりやすいのだか
ら、一体これでもいいのだろうか。被告に
かなり甘い立証責任ではないか、という
感じがします。

逆に、これだけの重大な問題で、しか
も被告側は専門家というのですから、専
門家ならばこそ、素人より能力があるは
ずだから、素人であるはずの原告側の人
たちの主張よりも、より強い根拠を出し
て、より説得力のある立証をすべきでは
ないか。被告行政庁は合理的だというこ
とを、専門家が原告の主張よりは説得力
を持って立証すべきだといった判断をす
るのが、より合理的ではないかという気
がしています。

小早川 その点は、この判決も否定は
していないのではありませんか。つま
り、原告側が何も言わないとしても、行
政庁側は相当の根拠・資料を出せと言っ
ているわけです。それに対して原告側が
また相当の反論をしたら、行政庁側の立
証の必要度はグッと上がってくるのでし
ょう。

交告 何も言わないという場合、本当

に何も言わなくてもいいのですか。違法
を特定しなければいけないということ
ありませんか。違法というか、どこを問
題にするかという部分を特定するのはど
ちらですか。

小早川 そこはいろいろな説がある
と思います。私はそれは主張責任とはまた
別の取消訴訟特有の要件なのではない
か、と前から考えていますが（小早川光
郎「調査・処分・証明」雄川獻呈・行政法の諸
問題・中巻（有斐閣、一九九〇年）二五二
頁、この場合は二四九条一項四号違反ぐ
らいを言えばそれで足りるのではないで
しょうか。

交告 四号違反ぐらいいいのですか。
小早川 先生論文（同「調査・処分・証明」）
だと、例えばECCSに問題があるとい
うことぐらいいは、原告のほうで特定しな
ければいけないことになるのではないかと
思うのですが、そうではないのです
か。

小早川 そこまで考えていません。
淡路 この判決自体は四号違反でもよ
さそうに見えますがね。

阿部 どちらにしても、両当事者が徹
底的に議論しているのですからね。
交告 四号違反ぐらいいよいのなら単
に違法だということとあまり変わりませ
ね。

淡路 行政事件訴訟の取消訴訟ではな
くて、民事訴訟で事業者を訴えているの

がありますが、この場合と比較したとき
一体どうなるのか、ということは問題に
なりません。全く争点が同じでしょう。
そのことと、行政事件訴訟の場合、取消
訴訟の場合の主張立証責任の考え方や、
通常の事業所を訴えた民事訴訟と比較し
ながら、可否を考える必要があるかなと
いう気もしているのです。民事訴訟だ
と、そもそも原告が主張立証をしなけれ
ばいけないし、それを緩和する方法は、
蓋然性説とか一応の推定とか、間接反証
とかいろいろ議論が出ていますが、実体
判断に入って、問題は主張立証責任の問
題だとなった場合には、行政訴訟のほう
では、最初にまず行政庁側に資料を出せ
と言っているのですから、その意味では
やりやすい部分があるのかなという気が
しているのです。

交告 しかし、実際にはそれをやらな
いと、ほとんど訴訟が進行しないかも
しれませんね。訴訟は知識の偏在というこ
とで、被告のほうに整理してもらわな
い、と、訴訟の進行がスムーズに行かない
のかもしれない。

小早川 この判決は、行政訴訟に特有
の行政庁側の立証の必要ということを言
っているようでもあります。その理由
としては、資料が行政庁側にあるとわざわざ
言っています。このこと自体は、民
事訴訟での、御承知のような証明責任の
分配についての考え方と共通するわけで

すね。

高橋 伊方訴訟における議論も契機の一つとなって、民事訴訟において、立証の必要性に関する議論が活発になった、ということ聞いております。

専門技術的裁量と予測の問題

交告 E C C Sの実証性の問題ですが、原告側はあの程度の実験、つまり部分実験とコンピュータのシミュレーションだけでは実証性を証明したことにはならない、という主張をしていて、被告側は部分実験と、コンピュータのシミュレーションで実証性は確認できた、と言っているわけです。この問題などを考えた場合、従来の裁量論との繋がりはよくわからなくなっています。先ほどの阿部先生のご説明は、一応そこそこの合理的な主張をしていけば、行政庁側の意見を裁判官が取り上げる、と理解できたのですが、そのことと、証明の問題とは、どのように繋がってくるのですか。考え方としては、証明が成功したかどうかの問題にすぎないのではないかと。つまり、専門技術的裁量というのですが、その実体は証明できたかどうかの問題ではない、ということになりませんか。最初のE C C Sの問題だったら、阿部先生の解決ではどうなりますか。

小早川 その辺は民事訴訟と行政訴訟の今後の交流をもっとちゃんとやって、お互いになんか影響を与え合っているかを見ていかなければいけませんね。

阿部 専門技術的裁量の範囲はどこまでかということになるのだから、と思いますが、裁判官が被告側のやったことだけでは、専門技術的裁量として尊重するに

値するかどうか、それともそれでは専門家の裁量とは言えない、原告が言うような、もっと本格的な調査をやらなければいけないと考えるかどうかの問題になってくるのです。

交告 私はその所がよくわからないのですが、両方とも科学者を立てている、片方は、コンピュータのシミュレーションと部分実験だけでは駄目だというのは近代科学を知らない人だと言っており、片方は、もともと科学というのは実証的なもので、もっと縮尺モデルの実験を繰り返さなければいけないと言っているのです。ここで裁判官が自信を持ってどちらかに決断できるかどうかという問題なのです。阿部先生のように、被告がそこそこの合理的なことを言っている、その場合は被告側の意見を採用するというのであれば、問題なく解決できるわけです。

阿部 私の説というよりこの判例の理解ですが、裁判所は、被告の言ったことはそこそこの合理的だと考えて、原告が何を言おうと、被告の判断でよいという判断をしたわけです。

交告 それは専門技術的裁量とはそういうものか、という一般論として成り立ちますか、それともこの事件だけの問題ですか。私は専門技術的裁量というのがよくわからないのです。

淡路 専門技術的裁量論をとらなくて

も、どのレベルで安全性の判断を考えるか。つまり、安全性を検討する方法はレベルアップすればいくらでもある、どこまでと考えるかというのは、どこかで切らなければいけないということがあるので、専門技術的裁量論とストレートに結論が結び付くかどうかは問題で、どちらの立場をとっても説明はつくのではありませんか。片方は裁量を逸脱したと言え、片方は審査基準に違反している、不合理だと言え、片方は、ストレートに行くのだからかという感じはします。また実質的にいまのようなケースがいちばん難しいわけです。原発訴訟は、全編にわたってそういう争いが続いているわけでしょう。

交告 そうですね。これが本場に大規模施設の場合は大きな問題になると思っています。ですから、完全な実験ができないということですね。農業の安全性の問題などでも、動物実験をやるのです。動物の種類を変えたり与える薬の量を変えたりして、さらに人間用に安全係数を掛けるのです。ですから、E C C Sでも、違った縮尺のモデルで、例えば五回なら五回実験をやって、五回とも予定どおりに事態が変化していったということであれば、実際のE C C Sでもうまく稼動するであろうと言えると思うのですが、部分実験とコンピュータ・シミュレーションだけだったら……。

高橋 それは、判決前に言っている予測の問題ともかわってくるのではないですか。つまり、どれだけの安全規制をしたときに、将来、どういう結果が出るのか、というところは、予測にかかる問題なのです。この点は、安全性については内閣総理大臣の合理的な判断に委ねられることの、理由づけの一つになっています。

淡路 国際的なレベルで、あちこちの原発でそれを設置するときに、そういう審査は実験としてコンピュータ・シミュレーション・レベルで終わっているのか、それとももう少し実証的な装置を使ってみるようなことまでやり始めているのかどうか。

交告 もうそれはかなり進歩しましたね。日本だと、ROSAという計画が四期まで進んで、成果が出ていますしね。

淡路 その辺りは基準時とも関係するわけですね。

交告 そうですね、ECCSの議論は、現在と伊方当時では、かなり状況は変わっていると思います。

小早川 一般論として、専門技術的裁量と昔から言われてきたのはすべて予測の問題だと見るのが一つの問題の立て方ですね。将来の事実の事実認定のためには、神様にタイムマシンで来てもらえばいいわけですけども、それをしないので、いかなる方法で将来の事実を認定す

るかというのが、いわゆる専門技術的裁量の問題だというのは、一つの捉え方だと思います。ですが、私は原子力法をよく知りませんが、いまの基準は人体に有害な放射線が出てはいけないという前提でできているのでしょうか？

交告 一定量と目安値ということで

小早川 目安値以下なら、出ても人体に悪影響がないと言おうのでしょうか？

阿部 原告側は放射線はどんな微量でも健康上、影響がある、と主張しています。

小早川 それでも、当局側はそうではないとの前提で言っているのだとして、それを踏まえて言いますと、四号の「災害の防止上支障がない」という要件は定性的に読んでしまっただけで、そのうえでおよそ危険かどうかを判断すればいい、という事故が起きたときに、どういう放射線が出てくるか、それが予測の問題だということになるのでしょうか。これに対し、仮に多少人体に影響があってもいい、そのリスクを含めたいうえで原子力発電をやっていくべきだという立場に立つたら、ガラッと話は変わってくると思えます。そうすると、どこまでの危険を将来の住民に受忍させるかというのは、それがもし許されるとすれば立派な裁量判断だと思えますが、現行法はそれは認めていません。その分だけ問題が単純な

ではないかという気がするのです。

交告 予測問題は、どれだけの根拠資料を集めたか、というところがポイントになるわけですか。

小早川 予測の仕方が現在の常識からしていかにもいい加減だ、単に笹竹をジャラジャラやっているのに等しいということであれば、それはそういう意味で違法なのです。

交告 いまのECCSの場合は、それは片がつかないのではありませんか。被告のように、きちんと計算ができていればいいという考え方があつたわけで、それがいけないと言う度胸が裁判官にあるかどうかなのです。

阿部 被告側はもとも、ECCSは動くはずがない、動くことが必要になることはないのだと言っていたのに、実際に動くとか、原告側は、場合によっては三つとも止まって動かないこともあると言っているのに対して、被告が十分に納得のいく説明をしているかどうかをむしる問題で、被告が十分に納得のいく説明をしていないとしたら、私が判事だったら、この事件は差し戻します。もっと両当事者に十分主張立証をさせるといふか、原告の主張に対して、被告に十分に答えさせて判決すべきなのに、それをやらないで、被告のやることにそれなりに納得したら、自分たちは専門家でもないし、責任を負えないしということ、原

告がいろいろ言っているのもわかるかもしれないが、被告の言うとおりにしておこうとしたとすれば、これは一種の裁量という言葉で説明できるのかなという点なのです。しかし、裁量と説明をしないで、原告が立証責任を果たせなかったと言っても、それは結果としては同じかもしれないが、原告がどこまで立証するべきかというときに、被告のほうに裁量があると、立証の必要性にも影響しますね。私も専門的裁量とは何かというのは、確かによくわからないと書いたことでもありますし、そこをしっかりと分析してくれると助かることは確かなのです。

交告 専門技術的裁量とは何かという問題もありませんが、ECCSの問題は、被告側の科学者がどんなに説明しても、原告側の科学者は、科学観の問題として絶対に了承しませんよ。しかし、裁量という点で片付ければそれで片はつくのです。

高橋 ドイツなどでは、予測についての行政庁の責任という観点を強調する議論があります。つまり、予測の最終的な責任を誰が持つのか。それは当然阿部先生がおっしゃいますように、どれだけちゃんと説明したかということが前提になります。そのうえで、一体誰が責任を持つのかという観点から決着をつける、という議論もあるわけですね。

交告 そういうお話を聞けば、私のほうはよくわかります。

阿部 根本的には、被告側が「原発は絶対安全だ」と言っているのは基本的に間違いで、原告側が言うようなリスクもあるのだが、そのリスクをどう評価するかが問題なのです。この評価の仕方では、原告と被告との間に、もちろん大きな差があるのですが、被告側は、ある程度のリスクがある、しかし社会的に受容できるリスクの範囲に入るといって議論を展開するべきなのに、それをサポートしているから、議論が完全に水掛論で、こちらの言うことも、もつとも聞こえるが、およそ妥協はできないという形になっている、というのが私の理解です。

小早川 ただ、そのルビコンを渡っていいのでしょうか。

阿部 被告側が、「安全だ、安全だ」と言っていて、「ECCSが動くことは絶対にあり得ない、仮想事故だ」などといっていたりしたのに、動いたりするのです。本当はそれで頭を丸めなければならぬのですが、説明をクルクル変えたりしているのは基本的に間違っていると思います。

交告 いまの阿部先生のお考えは、先ほどのめかされたECCSなどは動かなくてもいいのだという意見があるという、その説明との関連で、多重防護と、原子力等規制法二四条一項四号の「災害

の防止上支障がない」ということの意味と、どのように繋がっているか、という問題だと思えます。

小早川 以上の一群の問題は、判決自身が必要しも立場をはっきりさせていないとも見えるし、読む人のそれぞれの立場によって自分の立場に引き付けて読むというところもあるようですが、最初の問題に帰ってというと、この判決が、裁量を認めた判決というべきなのかどうかというレベルでも——話をもっと高いレベ

設置許可に係る審査範囲と訴訟の審理範囲

小早川 そこでこの判決については、さらに、設置許可の取消訴訟の審理の対象がどこまでか、遡れば、設置許可段階での行政庁による安全審査の範囲はどこまでかという論点があるわけですが、高橋さんに簡単に問題点の説明をお願いいたします。

高橋 簡単に確認いたします。兩判決は、原子炉設置許可の段階では、原子炉の固有の安全性、しかも基本設計に審査対象が限定される、と述べております。

そのうえで、判決は、廃棄物の最終処分方法、使用済核燃料の再処理輸送、温排水の熱による影響、廃炉、マン・マシン・インターフェイス（人と機械との接点、応力腐食割れ対策の細目等、上告人の問題とするこれらの事項はすべて審

ルへ行きましたが——立場は分かれていくようです。阿部さん、交告さんは、専門技術的裁量だと言って、しかし、専門技術的裁量というのは何だろうと自問しておられます。他方で淡路さんや、私もそうですが、この判決を批評するには従来の裁量という言葉はおさらばしたほうがいいのではないか、という気が差し当たりはしますが、そこは問題として残さざるを得ないでしょう。

査の対象外であるといったしました。この点については、判決は原子炉等規制法の解釈から、右の帰結が導き出されるという立場をとっているわけで、この解釈の当否が、まず問題になると思います。

次に、判決のいう基本設計とは、一体どのようなものなのか、どういう範囲の事項を含むのかという点が問題になると思いますし、さらに個々の事項についても、基本設計の対象外とした判断の妥当性も問題になると思います。

特に、スリーマイルアイランド原発事故やチェルノブイル原発事故などを契機として、巨大システムを建造運転する人間の役割、すなわち、マン・マシンのインターフェイスの問題がクローズアップされてきました。今回の福島判決は、

この問題は原子炉設置許可の審査事項に含まれない、と述べているようにも読めますので、この判断は、今後議論を呼ぶものと考えています。

小早川 ECCSの問題は、ここに絡むのですか。

交告 ここにはECCSの問題は、基本設計の中に入ってしまったから、あまり絡んでこないと思います。まず議論の前提ですが、廃炉の問題、廃棄物処理の問題が一つ、それから温排水の問題ですが、これは基本設計の問題ではありませんね。

高橋 そうです。

交告 これは司会者の権限を篡奪する発言かもしれませんが、まずこの問題を議論するには、個々の具体的な論点を取り上げて、それがなぜ安全審査から最初から除外されるかを検討して、それをまとめる意味で、一般的に基本設計という概念が有効であるかどうかを議論しないと、生産的な議論にならないと思うのです。

取り上げるべき問題点としては、福島であれば応力腐食割れの問題、スリーマイル原発事故などに関連して、マン・マシンのインターフェイスの問題の三つぐらいを取り上げて、それぞれ安全審査の対象から除外されるのかされないのか、どういう理由で除外されるのか

か、そして司法審査との関係はどうかと議論していったら、話がうまく展開するのではないかと思います。

私は、基本設計という考え方は、戦略的な匂いがするというか、将来に向けての布石のような気がして、少なくとも応力腐食割れの問題と蒸気発生器細管の減肉の問題では、基本設計という概念は使う必要がない、実際に伊方の一番の判決を読んでみますと、基本設計が詳細設計かという問題は表面化していないと思うのです。実際に蒸気発生器細管の減肉の問題に関しては、被告はものすごく詳細な応答をしているわけです。ただ基本設計、詳細設計という言葉は出てきてはいません。

どのように出てきているかと申しますと、「本件原子炉において、使用される蒸気発生器の基本設計が、運転中、予想される熱的条件、力学的条件および科学的条件に対して、その健全性が損なわれることのないように、十分余裕があるものとなっていることが確認されており、後続の手続である工事計画の認可に際しての詳細設計で先の基本設計が担保され」と言っているのです。しかし、本当は非常に詳細を極めていて、決して詳細設計のものだから排除するとは言っていないわけですね。これは私の言葉ですが、総合的安全管理論を展開していると理解しています。以前、高橋さんが、ど

こかで話されていましたが、「安全をどこで見るとかの割振りという要素が強い」とおっしゃっていたように記憶しておりますが、まさにそれで、安全審査の段階でどこまでを見るか。そして、あとは工事計画の認可、運転段階とか、そういうところどこまで見るかという問題になるわけです。だから、福島の場合でも、最高裁が「応力腐食割れ対策の細目」という、「細目」という言葉を入れているのが大事で、それを言葉どおり解釈すれば、細目は詳細設計だが、根幹事項は基本設計だということになります。これはそんなことは言わなくても、安全審査のところ、どこまで見るべきであったかという観点からいえるいいわけですから、基本設計、詳細設計という言葉を使

そこに入れてはわかりやすいということかもしれませんが、入れる必要はないと思っております。

淡路 基本設計という場合、反対概念の詳細設計という部分と、原子炉本体とかかわりのない、つまり固体廃棄物の問題と温排水問題と、二つあると思います。いま批判されているのは、基本設計から詳細にというほうですね。

交告 そうです。
淡路 問題は別種の、原子炉本体とかかわりのない問題にあると思いますが、本体の方の詳細設計についても、いまおっしゃったようによくわからないところ

があります。詳細設計、たとえば蒸気発生器細管が耐えられるものかどうかは何で見るのですか。工事認可ですか。

交告 耐えられるものかどうかという材質は、絶対安全審査で見ているはずなんです。だから、これを詳細設計だとは伊方では言っていないはずなんです。ただ、あとのほうで水質の管理、運転員の注意などでも安全は図っているのだ、ということも言っています。だから、蒸気発生器細管の安全性は、総合的に図られるものだというところは言っているわけです。

淡路 この判決だと、その点はどうなのですか。
交告 蒸気発生器の問題は、最高裁で言っています。
淡路 ということは、どちらに見ているのですか。基本設計の中で安全審査の対象になっているから、訴訟に行っても、それは司法審査の対象になる、と言っているのですか。

交告 そのところは最高裁の判決では出ていません。なぜかといったら、それは詳細設計が基本設計かというのは、この問題ではあまり表面化していないと思うのです。

淡路 出ていないところは、わざわざそれは除かれるということではないということでしょうか。問題はそこから外へ出たものがどうなるかということですね。

小早川 結局、原審では基本設計という限定にこだわらないで審理しているわけですね。

交告 しています。
小早川 最高裁も、審理したのは間違いないとは言っていないわけですね。

交告 そうです。だから表には出ていません。福島のは応力腐食割れの問題ですが、これも安全審査の段階でどこまで審査すべきであったかを、必ず裁判所は審査しなければいけないので、応力腐食割れ自体が、司法審査から排除されるということにはならないのです。
小早川 質問ですが、その線引きは裁判所がするのですか。

交告 結局は裁判所がやることになると思います。

小早川 そこには専門技術的な判断の問題は入ってこないのですか。

高橋 ただ応力腐食割れの問題については、福島は二審では、どの段階で何を審査するのかが、ある程度行政庁の裁量だと言っているわけです。基本設計の段階で何を審査するのか、後行の処分における審査に何を委ねるのかは、行政庁の専門的な判断で決められる、と福島は二審は考えているのだらうと思います。ただ、この判断を最高裁が認めているかどうかは、わかりません。

阿部 被告は最初は基本設計論を主張してなくて、むしろこの訴訟で原発の

安全性を証明しようとして、全面応戦したのですが、途中から戦略を変えて、訴訟を基本設計限定競争に持ち込んで勝とうとした、というのが上告理由側の主張なのです。一番で基本設計以外の詳しいこともいろいろ書いているのはそういういきさつによるものではありませんか。つまり、一番で非常に詳しく判断しているのは、もともと被告が詳しく応接したということと関係はありませんか。

交告 私は、伊方のほうで基本計画（後に基本設計と変更）という概念を持ち出してきたのは、むしろ廃炉の問題とか、廃棄物処理、温排水の問題を排除する論理として持ってきているのではないかと思うのです。

高橋 この点は、私もいろいろ調べたことがあります。結果として、基本設計という概念は、実務上の取扱いをどう表現するのか、という観点から作り出されたようです。つまり、実用の発電所については、委員会の段階で審査する基本的な事項とそれ以外の事項とを区分けする実務がなされていた。それを裁判所にどのように説明するかということ、原子炉設置許可の場合には基本設計で、あとは詳細設計だという理論構成をするようになったと、私は聞いております。

淡路 この判決の論理によると、詳細設計の問題だとされたら、二七条の工事方法の認可になるのですか。

高橋 はい。
淡路 この論理だと、そこでもう一回争えということになってしまいうわけですね。

高橋 私は、そのような論理であると理解しております。

淡路 しかし、実際はそこまで審査をやっているわけですね。基本設計の段階で、もっと詳しいところまでやっているわけでしょう。

交告 そこがいろいろで、難しいところなのです。だから、行政の判断の枠組み、安全審査の枠組みと、安全性を考慮するその他の行政活動とがあると思うのです。その絡みです。だから、安全審査というのは、ある程度枠が出てきて、その枠を示して基準の適用はこうであった、だから枠の範囲内で見た結果、安全である、という結論になります。ところが、それ以外にも安全保証活動はたくさんやっているわけですね。

淡路 しかし、蒸気発生器細管などは、基本設計レベルでどこまでのことを安全審査し、詳細設計になると、どこまで進むと截然と分けられて、片方は基本設計のところでの原子炉等規制法の許可の取消でやりなさい、次は工事認可の取消でやりなさい、と分けて言うだけ、手続はきちんと分けてやっているものなのですか。

交告 そんなふうに分けられるかどうか

は問題でしょうね。応力腐食割れの問題でいきますと、どういう材質で作るかというの絶対基本設計レベルとして見ると思うのです。ただ、あとの水の管理をどうするかという問題は、原告から見たら、根本的に応力腐食割れができないような対策を発見しない限り、安全とは言えないのだと言っているのですが、被告のほうは予防保全という概念で破断の前にリークありとあって、バサッと切れる前に少し漏れる。少し漏れる間に検知して炉を止めて修理をする、と言っているわけですね。

淡路 それは基本設計レベルですか、詳細設計レベルですか。

交告 水質を管理するかどうかという問題は、まだ審査のレベルで見なくてもいいと考えられているのではないのでしょうか。材質は見ているから、そこそこ保つわけですね。

淡路 決め方の問題もありますね、つまり、そこまで審査しなければ駄目だと言ってしまう、基本設計も詳細設計も分けられなくて、最初の規制法の許可のときまでに、ちゃんとそういう審査をしなければならなくなる。

交告 私は実際に見ていると思います。ただ、見ていても、予防保全の考え方で対処できる、大きな事故になる前に防げる、私はこの前提があると思えます。ところが、その前提がこの間の美浜

原発の事故で崩れたというのが、伊方の上告理由の論理です。

高橋 見ているというのは根拠があって、国会決議で、原子力安全委員会は重要な問題については、詳細設計のような問題までちゃんと調査、監視しなさいということになっています。この決議に基づいて審査しているというのが、被告の説明だと思います。

小早川 詳細設計でおかしい所がある、という理由で電気事業者の原子炉設置許可申請を拒否できるのでしょうか。

高橋 その点は、つめて考えておりません。

小早川 この判決は、それはできないということをお願いしたいのでしようね。現行制度はそういう段階構造になっている、詳細設計で対処できるような、その段階で考えればいいことがらを理由にして、原発そのものの建設をストップしてはいけません。

淡路 いけないことが前提なのですか。
小早川 そうではありませんか。裁判所の審理の範囲と言わずに、許可段階の審査の範囲と言っているわけですからね。

高橋 その辺をこれまでの裁判所は、原子炉設置許可を受ければ、次の段階に進むことができる法的な資格を与えられ、という説明をしています。

淡路 それは工事方法の認可になるのですか。電気事業法で行くのですか。

高橋 原子炉等規制法七三条で電気事業法に乗り換えることになりました。

淡路 工事方法の認可の段階で、例えば周辺の人に影響を与えるということなら、やはり一般的な理論が適用されて、原告適格が与えられて、こういう方法の認可、こういう工事法では駄目だ、ということが言えるはずにならないとおかしいのではありませんか。

高橋 私はそう言えると考えています。

淡路 言えるのなら、しかも現実にも前の所で審査しているのなら、そこで基本設計、詳細設計と分けるのではなく、そこまでやりなさいといつてもいいと思いますが、小早川さんのように言うのならば……。

小早川 これは私の解釈ではなく、判決はそうなのではないか、ということだと思います。

淡路 そういう読み方でいえばそうですが、そのようには読めないのではないかと気がするのです。

交告 二四一条一項四号の災害の防止上支障がないというのを、どう理解するかというのが絡んできませんか。つまり、蒸気発生器細管に穴が開くぐらいだったら、災害の防止上支障があるということにならないという考え方です。

高橋 根本的には揺がさないということだと思います。

交告 もちろん、そこを出発点にして、そこを大事にしておかなければいけないのですが、放射能を漏らさないという観点から見たら、蒸気発生器細管のちよつとした故障ぐらいだったら、支障があるとは言えないということです。

高橋 それはあとで見なさい、あとで見ればいいことだということですね。

交告 蒸気発生器細管の材質を見て、そこそこ動く、まず蒸気発生器細管らしきものの構造ができていて、ある程度運転ができるということでもいいわけです。

小早川 詳細設計あるいは工事方法の段階で目茶苦茶なことをやれば、いかに基本設計が安全でも事故は起きるわけですが、この判決はそれは分けると言っているのではないかと思うのです。

淡路 分けるといっても、完全に横からビシヤッと分けてしまうか、詳細設計のうちの一部は、基本設計の中で審査され、さらに詳細設計に行ったときに、基本設計で審査が要らなくなる部分もありますが、基本設計で判断されても、さらに具体的に今度は審査されてくる部分が出てきて、それを詳細設計のところで、もう一回審査するという形でやることはできると思うのです。つまり、基本設計でやれるレベルの資料は、詳細設計レベルよりはもっと抽象的、概括的ではある

だろうと思いますが、また、資料もそれほど具体的にないかもしれないが、しかし、やれないと完全に割り切ってしまうかどうかは、また全然別個の判断だと思います。それをいま完全に割ってしまったら、基本設計レベルでは要らないと言っているわけです。そこは問題ではないかという感じがするのです。

小早川 私自身はよくわかりませんが、交告さんが先ほど言われたように、基本設計と、詳細設計および工事の方法という、この二つを最初からカテゴリーに分けたうえで議論をしています。そうでない制度の立て方もあり得る、単に設置許可取消訴訟の土俵でいろいろ議論しようというだけではなくて、段階的許可の仕組み自体として、もっと審査事項をダブらせるやり方はあり得るだろうと思います。

阿部 考え方として、許可事由で判断すべきことと、そのあとに工事の施工の段階で判断すべきことと、ある程度分かれるという一般状況はわかるのですが、いまの話の通り、原子力安全委員会が、詳細設計といわれているものを前倒しして審査しているというのなら、その部分は許可処分の司法審査で対処しないといけないと思います。そうでないとすれば、何のために原子力安全委員会が審査するのか、それを争いたいのなら工事の施工まで待ちなさいということになぜなるの

か、さっぱり理解できません。それから、何が基本設計か詳細設計かということについては、福島原発控訴審は、被告の裁量だと言っていますが、これについて裁量とはいえ、もの考え方として、どこまでは絶対に基本設計として許可の段階で判断してもらわなければいけないかに関して、ある程度までは法律問題として裁判所も判断してほしいと思うのですが、それがどこにも出てこないの、非常にわかりにくいのです。

蒸気発生器細管に小さな穴が開くかもしれない。その審査は基本設計段階でやるのか、あとでやるのかという問題は「災害防止上支障がある」という要件との関係で、一つの法解釈の問題で、最後の最後まで行けば、この事故を防止できるというのなら、それで災害が防止できるのだと考えるのか、それとも原発のようなのものは、最後の最後に安全を守るとすると、そこでまたミスったらどうなる、という問題があるので、とにかく先手必勝でできるだけ早い段階でやれるだけやりなさい、という発想をいけば、原子炉設置の許可のときに蒸気発生器細管に小さな穴（ピンホール）が開くことが起きないようにする対策があるかどうかを審査できるのなら、それをあとまわしするのは違法な審査のやり方だと解釈すべきだと思うのです。

淡路 起こることは起こる場合もあ

る。しかし別な方法で事故に至ることは防げるというのなら、それも基本設計レベルの問題として見られるのではないかとということなのです。

交告 そうです。私はむしろそういう考えです。どの時点でどこまで見るかは、裁判所はどちらにしろ審査しなければいけないので、詳細設計だから排除する論理は必要ないということなのです。

小早川 ただ、法律上は二四一条一項四号の規定しかないわけですから、四号の意味での安全性があるかないかの判断で際して、どこまで見るかという問題です。

交告 そうすると、行政の判断枠組みを中心にしたレビューか、あるいは実体のレビューになるかという問題と絡んでくると思っています。新潟の柏崎刈羽の七号機は人工岩盤を使用しています。原子力安全委員会は、コンクリートを固めたのが、普通の岩盤と同じぐらいの強度があるかどうかは見ているのです。それが実際に柏崎刈羽の地盤として耐えられるかどうか、まだ確実ではないから、工事計画の認可のところで確かめてくれと言っているのです。もちろん柏崎刈羽の現場を實際支えられるかどうかの審査は裁判所でやれることになるのでしょうかね。

淡路 二四一条の重要な要件ではないですか。例えば、地震対策がどうかだなどといった審査はしているわけでしょう。そ

れと同じですよ。

交告 ただ、安全審査の枠組みでは、コンクリートを固めたものが、普通の岩盤と同じぐらいの強度があるかどうかというところを見ただけなのです。

淡路 先ほど小早川さんが言われた、行政的に分けているから裁判所が審査をするときにも分けるということがおかしいのではないかと。むしろ二四一条一項四号しかないのだから。審査を基本設計と詳細設計に二分するというのではなくて、基本設計レベルで見られる安全性は、そこで判断をすればいいので

あって、そこはちょっと行政の手續に引張られていることになりませんか。

小早川 私はグラグラしていますが、四号についてのこの判決のような解釈もあり得るだろうとは思っています。

なお、いまの論点については、基本設計対詳細設計という軸と、原子炉そのものと核燃料サイクルなり廃棄物処理の問題の軸の両方がある、この判決の表現では両方一緒に扱われているが、かなり問題は違うような気がします。そこは問題を指摘するにとどめたいと思います。

マン・マシーン・インターフェイス

小早川 それから、伊方のほうの判決では、スリーマイル原発事故との関係について簡単に触れられている箇所がありますが、この点については……。

交告 福島の場合はマン・マシーン・インターフェイスのほうを詳細設計事項として捉えて、だから、スリーマイル島事件のあとにマン・マシーン・インターフェイスの重要性が強調され始めたのですが、それは詳細設計事項であるか参考には値しない、という論理になっていると理解しているのですが、そこは果たしてそれでいいのかどうか。というのは、スリーマイル島事件以降、マン・マシーン・インターフェイス、特に、中

央制御室の設計を人間工学的な知識を取り入れて行うということは、審査基準に盛り込まれたのです。だから、審査しているわけです。ですから、審査基準の中に取り込まれたものについても、詳細設計事項だから、本来審査しなくてもいいものがあるのかどうか、いまの疑問点で、そこを高橋さんがどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思えます。

高橋 福島の場合、一番はさておくとして、二番になると、被告側は、基本設計の段階でもマン・マシーン・インターフェイスの問題について、基本的な事項は審査していると言いました。二番

の裁判所も、チェルノブイル原発事故後に点検したところ、我が国のマン・マシーン・インターフェイスの問題は、基本的に良好であった、との被告の主張を重視しています。ということは、マン・マシーン・インターフェイスの問題は、ある程度は基本設計にもかかわっている、という理解は形成されつつあったように思うのです。

交告 失礼しました、私が先ほど言いましたのは、東海第二の事件です。

高橋 ただ、その関係で、「廃棄物の最終処分方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシーン・インターフェイス、SCC (Stress Corrosion Cracking: 応力腐食割れ) の防止対策の細目等にかかわる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない」という最高裁の言い方は、多少ミスリーディングだったのではないかと思います。つまり、「対策の細目」はSCCについて言っていて、判決文を見るかぎり、マン・マシーン・インターフェイスはそのものが除外される、という言い方をしているように読めるのです。そうであるとする、これは被告のほうもびっくりする議論ではないかと思えます。もし、最高裁が、マン・マシーン・インターフェイスは丸ごと基本設計の問題ではないと述べたとすると、これまで形成されつつあった理解が崩れてし

まうこととなります。最高裁の真意がそこにはないとするれば、少なくとも判決の書き方はミスリーディングなのではないかと思うのです。

交告 しかし、マン・マシーン・インターフェイスは、規範内容としては、非常に曖昧模倣としているから、行政庁をどのくらい縛るかという点、あまり縛りませんね。ある程度見ていれば見ていることとなりますよ。

高橋 関連して申し上げれば、マン・マシーン・インターフェイスの問題は、段階的な規制では縛りにくい概念で、これはむしろ民事訴訟の方でトータルに争ったほうがいいというのが、私のかねてからの考え方なのです。

交告 ただ、理論的な問題としては、安全審査の基準に盛り込まれている事項でも、詳細設計事項として、司法審査のときに排除され、審査されないというのがあるかどうかを知りたいのです。

高橋 その点は、よくわかりません。もっとも、審査の密度という問題もありまして、ある事項については、設置許可の段階では基本的資料にのみ基づいて審査し、詳細な審査は後の処分に委ねる、という実務はされていると聞いています。

小早川 ただ安全審査においてはこれらの事項はその対象と断言していませんから、対象でない事項を理由にして、

電気事業者の申請を拒否したらいけないのだからか、というのがこの判決を読んだ感想なのです。

高橋 私は、その点をあまりつめて考えていなかったのですが、判決の論旨を

おわりに

小早川 この種の座談会のしきたりとして、最後に、多少大所高所に立ったものの見方などを言っていたことにします。原発訴訟の歴史も随分長くなりましたが、特に淡路さんは最初から密接にかかわっておられますので、その点のご感想などがありましたら……。

淡路 その後はあまりやっておりませんが、私はこの判決を読んで思うのは、最初に議論した点、ないし省略した点にかかわると思いますが、結局事故が起これば、いちばん犠牲になる人たちが他律的に決められるという手続です。これは専門家の判断に任せて、その立地に関しては一切そういう人たちの意見の反映の場がなく、意見を聞くのも参加させるのも資料を公開させるのも、全くそんなものは立法政策の問題だ、という切り方がいいのかが問題です。ただ、もちろん司法審査としては、だから憲法違反というところまで言えるかどうかという問題はあり得ると思うのです。憲法違反ではなくても、そういう手続がとられ

つきつめるとそういう結論になるようにも思います。

交告 そうなると、理論的にかなり重要な問題ですね。

ていない場合に、それでは安全審査委員会に対する裁判所のコントロールはどうあるべきかと、すべての司法審査の判断の仕方に跳ね返ってくると思うのです。だから、今日、議論を省略した部分が、

実はやはり全体に非常にかかわっている部分であって、私はそういう意味では日本の原子力発電所の決め方、住民参加の仕方を、もう一回きっちりほかの国でやっているように、さまざまな工夫をする必要があると思いますし、それがなされていらない現状では、司法審査はもう少し積極的であっていいのではないかと、もう少し懐疑的に見ているのではないかと、もちろん判決には前向きな部分もあります。が、全体としてのトーンは、もっと進めてほしいというのが印象です。

阿部 まず段階的安全確保方法というのは、いわゆるトレットなきマンションと言われている問題です。これは立法者は走りながら考えるということなのですが、走りながら考えられなかった場合、どうなるのか。そのときは既成事実

の積重ねで、選択肢が限られてしまつて、放射性廃棄物の処理の方法もなく(旧ソ連)ロシアは放射性廃棄物を日本海に違法投棄しているが、処理の方法がないので当分続けるようである。朝日新聞一九九三年一月一日)まずいとわかつて、後戻りをどうすればいいか、非常に難しくなるので、走りながら考えるシステムの場合は、あまり速く走るべきではなく、なるべく後戻りが可能な範囲で走っているかどうか、常に見ていくべきであると思います。それにしては原発の作り方は少し早すぎます。これが違憲かどうかは別に、不適当な立法であると思います。

また、原子炉本体もあまりに推進してしまつたので、将来危険性大とわかつたときでも、停電との選択でなかなか撤退できないという困難に陥ることも十分予想されます。原発への依存率を下げるべきであり、まして諸外国が撤退している高速増殖炉を推進しているのはいかがかと思えます。

それから瑕疵の判断については、一つずつ見るとどれもいい加減だが、しよがないから合格させようかということ、学校の試験ならどの科目も可ばかりだが、九〇単位揃えたから卒業させようかという感じです。いまの制度では全科目でも卒業でき、全優の者が一つだけでも不可をくらくと卒業できないわけですが、全部可の人は卒業させない制度が

欲しいのです。この場合もそれに近いの
ではないかと思えます。

審査のあり方については、裁判官には
三年間ぐらい原発審査を専門にさせる。
地裁で担当裁判官を直前に変更したなど
というところでもないことをやりました
が、本来は他の事件は免除して、三年間
ぐらい集中して勉強させるといったこと
をすれば、もっと勉強でき、きちんとし
た判断ができるし、そのときに数学が出
てきたり物理学が出てきたりして、わか
らないことも結構多いと思うのですが、
裁判官のそばに、判事補待遇ぐらいで、
物理学の博士ぐらいを地裁調査官に任命
して、一行一行準備書面の意味を教えて
もらうようにすれば、裁判官はよくわか
って、しっかりした議論ができるし、少
なくとも原告に対して、それなりの返事
ができ、判決が下せるはずで。裁判所
は大変なことばかりですが、もう少し
疑問に答える判決をするように、制度も
運用も変えてほしいと思えます。

交告 この最高裁判決を評価すること
になりますと、専門技術的裁量が認めら
れた判決かどうかという、根本原理的考
察をする必要が出てくることはわかりま
すが、もう少し科学技術の進歩と司法審
査とか、大規模施設と司法審査といった
観点から問題を考えていきますと、学者
のやる仕事は、もう少し各論点を具体的
に取り上げて、どういう方策があるかを

考察しなければいけないと思っていま
す。

私の考えだと、大規模施設というの
は、施設自体は科学技術が進歩するに
したがって、だんだん標準化されてきて、
あとのほうになるほど地盤とか耐震設計
とか立地の問題が大事になってくると思
います。そういうことを考えますと、た
とえば伊達のパイプライン事件（札幌高
判平成二・八・九判時一三六〇号三四頁）で、
本案にならなかつたのであまり注目され
ませんでしたが、「活断層は存在しない」
という資料を行政側が出さなければいけ
ないのか、あるいは「活断層が存在す
る」という資料が出てきていないから、
活断層が存在しないと断言していいの
かということ、果たしてどのように考
えるかという所まで掘り下げて、我々が提言
するような論文を書かないといけない
と考えています。

高橋 本日は、段階的安全規制の問題
がかなり議論されました。これに関連し
て、原発については、詳細設計や運転管
理を含めて総合的に安全を確保するこ
とが、非常に重要な課題であるというこ
とが、第一の感想です。

第二に、伊方訴訟が提起されて、かな
りの年月が経ちました。歳月の経過の中
で安全性に関する争点もかなり変わって
きたように思います。したがって、最近
新たに問題となってきた事項について、

裁判所がどのような判断を示すのかは、
残された課題であると考えます。例えば
老朽化の問題とか、様々な問題が提起さ
れていますので、今後の最高裁の判断を
見守っていきたいと思えます。

最後は、最近訴訟も提起された核燃料
サイクルの問題についてです。わが国
は、商業用原発については、外国のあと
を追う形で実用化してきたわけですが、
いつの間にか核燃料サイクルについて
は、世界のトップを走る状況になってき
ています。したがって、科学裁判、未来
裁判ということでは、こちらの問題も重
要になってくると思いますが、本日は、
問題の存在だけを指摘させていただきま
す。

小早川 皆さんのご意見に付け加える
ようなことはあまりありませんが、淡路
さんが潜在的被害者の手続的な保護が重
要だと言われました。その点をオミット
した司会者としての言い逃れをするわけ
ではありませんが、これは、解釈論で憲
法から何らかの手続を導き出してきて、
それでやらなければ駄目だ、それでやれ
ば住民参加の意義があるのだ、というふ
うにはなかなか難しいと思います。です
から、これは立法できちんとやらなけれ
ばいけないと思います。手続に限らず、
原子力法全般について、技術の進歩、エ
ネルギー需給関係の変化等、いろいろな
状況の変化があるにもかかわらず、法律

の改正は最小限にしかなされない。阿部
さんのおっしゃるように、原子力利用の
ほうはどんどん走っていく、ということ
がある。ですから、それも含めて立法で
きちんとして原子力利用の現在をつかまえて
おく必要があるのだろう。今日取り上げ
た論点でいいますと、審査基準などは、
この判決では法的に無であるような、し
かし重要であるような、妙な位置付けに
なっていますが、重要なものであればや
はり立法できちんと、専門審査会の組織
なりも含めて規律することを考えるべき
ではないか、それが法律による行政では
ないかという感じもします。

それでは、限られた時間の中で、議論
が白熱したところもあり、同時に、皆さ
ん仰言り足りない所もたくさんあるよう
に見受けられますが、今日はこれで終わ
りにしたいと思います。どうもありがと
うございました。

〈原子力施設反対訴訟一覽〉		原告力施設	提訴	一審	二審	最高裁
(1) 設置(変更)許可取消訴訟						
①伊方1号炉	昭和四八年八月	松山地判昭和五三年四月二五日(請求棄却) 〈判時八九一〇八頁〉	高松高判昭和五九年二月一四日(控訴棄却) 〈判時一三二二〇三頁〉	最判平成四年一〇月二九日(上告棄却、確定) 〈判例集未登載〉		
*②東海第二	昭和四八年一〇月	水戸地判昭和六〇年六月二五日(請求棄却) 〈判時一一六四四三頁〉	係争中(東京高裁)			
③福島第二1号炉	昭和五〇年一月	福島地判昭和五九年七月二三日(請求棄却) 〈判時一一二四四三頁〉	仙台高判平成二年三月二〇日(控訴棄却) 〈判時一三四五三三頁〉	最判平成四年一〇月二九日(上告棄却、確定) 〈判例集未登載〉		
*④伊方2号炉	昭和五三年六月	係争中(松山地裁)				
*⑤柏崎刈羽1号炉	昭和五四年七月(第一次) 昭和五五年三月(第二次)	係争中(新潟地裁)				
⑥川内1号炉	昭和五五年四月	訴取下げ(鹿児島地裁昭和五六年一〇月二二日)				
(2) 民事差止訴訟(建設)及び(ない)運転の差止						
*①女川1号炉 (建設、後に運転)	昭和五六年二月	係争中(仙台地裁)1号炉のみ、後に原告は2号炉についても請求を追加したが、裁判所は判断を示していない)				
*②志賀(建設)	昭和六三年二月(第一次) 平成元年七月(第二次)	係争中(金沢地裁)				
*③泊1・2号炉(建設操業)	昭和六三年八月	係争中(札幌地裁)				
*④高浜2号炉(運転)	平成三年一〇月	係争中(大阪地裁)				
研究開発段階の原子炉(原子炉等規制法三條一項四号)						
(1) 設置変更許可取消訴訟						
①むつ(原子力船)	平成元年二月	訴取下げ(青森地裁平成四年三月二五日)				
(2) 設置許可無効確認訴訟						
*①もんじゅ(高速増殖炉)	昭和六〇年九月	福井地判昭和六二年二月二五日(請求却下) 〈判時二六四三二頁〉	名古屋高金沢支判 平成元年七月一九日(取消差戻) …………… 〈判時三三三三三三頁〉	最判平成四年九月二三日(破棄差戻) 最判平成四年九月二三日(上告棄却) 〈両者とも判時四三七号二九頁〉	(福井地裁に継続 中、民事と分離審 理)	
(3) 民事差止訴訟						
*①もんじゅ(高速増殖炉) (建設運転)	昭和六〇年九月	係争中(福井地裁)(この項の②①参照)				
加工事業(原子炉等規制法三條一項)						
(1) 加工事業許可無効確認訴訟						
*①六ヶ所ウラン濃縮工場 (予備的に取消請求)	平成元年七月	係争中(青森地裁)				
廃棄物埋設事業(原子炉等規制法五一條ノ二第一項一号)						
*①六ヶ所低レベル廃棄物埋 施設設	平成三年一月	係争中(青森地裁)				

*は現在係争中のものを示す。

〈その他の関連訴訟一覧(主要なもの)〉

	提訴	一審	二審	最高裁
(1) 建築審査会裁決取消訴訟				
① 大宮研究用原子炉	昭和四三年二月	浦和地判昭和四四年一月二七日(請求認容) 〈判時五七九号二四頁〉	東京高判昭和四七年九月二七日(控訴棄却、確定) 〈判時六八〇号一九頁〉	
② 東海核燃料再処理工場	昭和四六年八月	水戸地判昭和四七年八月三日(請求却下) 〈判時六八〇号三七頁〉	東京高判昭和四八年九月二四日(控訴棄却、確定) 〈判時七八八号四七頁〉	
(2) 核燃料物質使用許可無効確認訴訟(原子炉等規制法五二条一項参照)				
① 日向ウラン濃縮施設 (予備的に取消請求)	昭和五七年六月	訴訟取下(宮崎地裁平成四年三月一六日)		
(3) 原子炉撤去請求訴訟				
① 大宮研究用原子炉	昭和四四年六月	訴訟取下(浦和地裁昭和四九年七月一七日)(係争中に原子炉の廃止・解体この項の(1)参照)		
(4) 損害賠償請求訴訟				
① 風評被害(周辺水産会社)	昭和五八年二月	福井地判昭和六一年二月一九日(請求棄却) 〈判例集未登載〉	名古屋高金沢支判平成元年五月一七日(控訴棄却、確定) 〈判時一三三二号九九頁〉	
② 放射線被曝(労働者)	昭和四九年四月	大阪地判昭和五六年三月三〇日(請求棄却) 〈判時一〇三三号八七頁〉	大阪高判昭和六二年一月二〇日(控訴棄却) 〈判例集未登載〉	最判平成三年二月二七日(上告棄却、確定) 〈判例集未登載〉
* ③ 慰謝料請求(株主)	平成二年八月	高松地判平成四年三月一六日(請求棄却) 〈判時四三六号一〇三頁〉	係争中(高松高裁)(株主総会の運営方法に関するもの)	
(5) 株主総会決議取消訴訟(商法二四七条一項一號等)				
① 株主総会決議取消訴訟等	昭和五九年九月	福岡地判平成三年五月一四日(請求却下または請求棄却、確定) 〈判時三九二号二六頁〉		
② 株主総会決議取消訴訟	平成二年九月	東京地判平成四年二月二四日(請求棄却、確定) 〈判例集未登載〉		
* ③ 株主総会決議取消訴訟	平成二年九月	係争中(名古屋地裁)		
* ④ 株主総会決議取消訴訟等	平成二年九月	係争中(札幌地裁)		
* ⑤ 株主総会決議取消訴訟等	平成二年九月	係争中(仙台地裁)		
(6) 株主による差止請求訴訟(商法二七二条)				
* ① 福島第二3号炉 (運転継続の差止)	平成三年四月	係争中(東京地裁)(参照、東京地決平成二年二月二七日判時一三七七号三〇頁)		
(7) 入会権利者による設置禁止等請求				
① 柏崎刈羽	昭和五二年一〇月	新潟地判平成二年七月一八日(請求却下または請求棄却、確定)		
(8) 住民訴訟(地方自治法二二条の二)				
① 発電所海洋調査にかかる 損害賠償請求等	昭和六一年六月	金沢地判平成三年三月二日(請求却下または請求棄却、確定)(同条一項四号前段等) 〈判時四一九号四六頁〉		

● 本表の作成にあたり、科学技術庁原子力安全局
原子力訟務室、通産省資源エネルギー庁原子力発電課
原子力訟務室、動力炉・核燃料開発事業団総務部訴訟
対策室、各電力会社の広報・文書担当の部局等、多数
の方々にご協力を賜った。ここに、皆様に対してお礼
を申し上げておきたい。

●追記

座談会の内容に関連して、若干の原子力関係用語につき簡単な解説を加えておく。
(小早川・高橋)

●商業用原発、沸騰水型原子炉(BWR)・加圧水型原子炉(PWR)

わが国における商業用原発(法令上は、「実用発電用原子炉施設」)のほとんどは、軽水炉原発に属する。軽水炉には、基本的に、沸騰水型原子炉(BWR)と加圧水型原子炉(PWR)との二つのタイプがあり、その発電の仕組みは次頁の図に示す通りである。ちなみに、伊方原発は加圧水型原子炉であり、福島第二原発は沸騰水型原子炉である。

応力腐蝕割れ(SCC=Stress Corrosion Cracking) 応力とは、物体に荷重が加えられたとき、荷重に応じて物体内部に生ずる抵抗力のことをいう。応力は、熱変形等のために物体内部に生じた歪みによっても発生する(残留応力)。そして、腐蝕環境(例えば、水中に酸素イオンと塩素イオンとが一定量以上含まれている状態)の下で、引張応力を受けた材料が通常の破壊応力水準よりはるかに低い応力の作用で破壊する現象のあることは知られており、これを応力腐蝕割れと呼んでいる。

●原子炉施設については、沸騰水型原子

炉(BWR)において、配管の溶接熱影響部が高温純水中割れを起こした事象等の存在が知られている。そこで、圧力容器・配管・循環ポンプ等、冷却材の圧力を維持する系統(圧力バウンダリ)の応力腐蝕割れへの対策が技術上の問題となり、福島・伊方訴訟でも、この問題は訴訟上の論点の一つとなった。

蒸気発生器細管(伝熱管) 蒸気発生器は、加圧水型原子炉(PWR)の設備である。加圧水型原子炉において、炉心を通過し冷却することによって放射性物質の混入した一次冷却系と、一次冷却系から伝達された熱によって一部が蒸気へと変えられる二次冷却水とは完全に分離されており、一次冷却系から二次冷却系に熱伝達を行う設備が蒸気発生器である。

原子炉容器において加熱された一次冷却水は蒸気発生器下部の高温側水室に入り、数千本のU字形細管の中を通過して低温側水室に出た後、再び原子炉容器に戻される。他方、給水管を通して供給された二次冷却水は、外部胴と内部胴との間を流下した後、方向を変え、細管群の間を上昇しながら加熱されて一部が蒸気となる。蒸気と水との混合体は蒸気と水とに分離されて、蒸気はタービンへと送り出され、水は再び給水として循環する(商業用原発、沸騰水型原子炉(BWR)・加圧水型原子炉(PWR)参照)。

加圧水型原子炉(PWR)参照) 加圧水型原子炉において、蒸気発生器細管の健全性をいかに保つのかは、安全対策上の重要課題となっている(蒸気発生器細管の減肉現象、〈美浜原発事故〉参照)。

蒸気発生器細管の減肉現象 伊方訴訟(伊方原発は、加圧水型原子炉である)において、原告側は、蒸気発生器細管の損傷に対する根本的対策はなされていないと主張し、その根拠の一つとして、化学的腐蝕による減肉やび割れ等の事象が蒸気発生器細管に生じていることを指摘した。そして、化学的腐蝕による減肉現象は、二次冷却水の処理について特定の方法(リン酸ナトリウムの使用)がとられることに伴って生ずるものと考えられている。

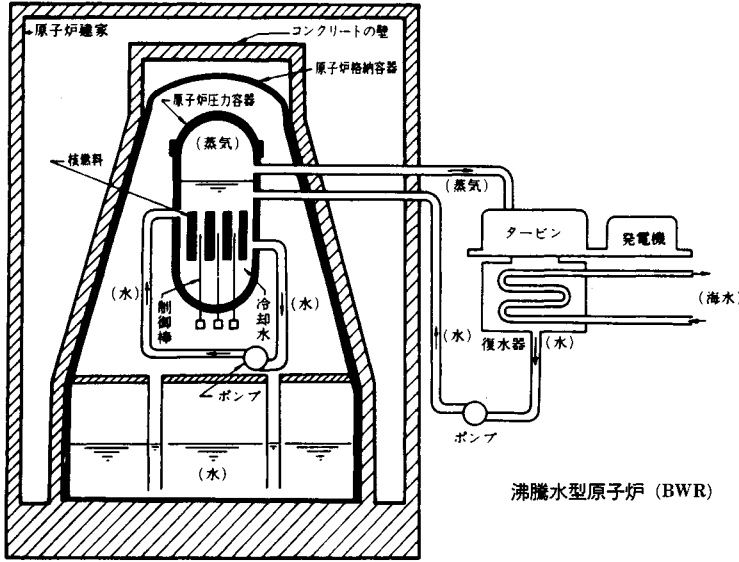
原告の主張に対し、被告側は、化学的腐蝕を防止するために、水質管理を徹底し、さらに、二次冷却水の処理方法を変更したこと、種々の方法(渦電流探傷試験や漏洩検査等)により減肉等の状態を確認し損傷事故を予防すること等によって、十分な対策がとられていると反論した。なお、原告の側は、さらに、水処理方法の変更によって完全に減肉が防止できるかは疑問であること、その他の原因による損傷の可能性のあること、検査方

法の不完全さ、等を主張している。非常用炉心冷却系(ECCS=Emergency Core Cooling System) 一次冷却系(沸騰水型原子炉では、一次冷却系と二次冷却系との区別はない)の配管の破損により、冷却材が原子炉内から失われることから生ずる事故を冷却材喪失事故という。右事故の際には、冷却材の喪失により核燃料を覆っている材料(燃料被覆材)が加熱するおそれがある。そこで、右の事象を防止するために、炉心に必要量の冷却材を供給できる非常用炉心冷却系を多重に設け、炉心を有効に冷却することが図られている。

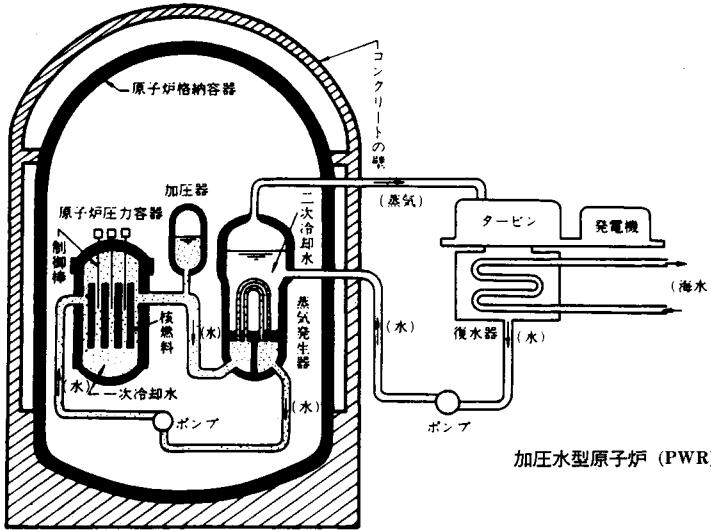
一九九一年の美浜原発事故においては、蒸気発生器細管の破断に際して、非常用炉心冷却系が実際に作動した。マン・マシーン・インターフェイス 原子力発電所は、膨大な部品が複雑な機械システムを通じて有機的に秩序づけられる巨大システムを構成している。従来の安全工学でも、その安全性を確保するため、設備・運転管理の両面で何重にもわたる安全対策を実施し、最終的な災害の発生を防止することが重視されていた。これが、多重防護(Delance in Depth)の考え方である。

そして、これまでの原発事故等の経験から、多重防護に基づく安全確保のうえ

<沸騰水型原子炉 (BWR) と加圧水型原子炉 (PWR) の発電の仕組み>



沸騰水型原子炉 (BWR)



加圧水型原子炉 (PWR)

(本図は、行集35巻7号1215頁掲載のものを使用した。)

で、システムを動かす人間の役割 (ヒューマン・ファクター) を正しく位置づけることが必要であると考えられるようになってきた。機械と人間との接点の問題はマン・マシーン・インターフェイスの問題が、重要視されるようになってきたのである。

ただし、右の問題がクローズ・アップ

されたのは近時のことであつたため、伊方原発・福島第二原発の原子炉設置許可における安全審査の際には、この問題に関連する事項に審査の重点はおかれていなかった。そこで、伊方訴訟と福島訴訟では、そのような安全審査は適法であつたのかどうか、原告と被告の間で論争となつた。

美浜原発事故 美浜原発事故とは、一九九一年二月、美浜原発二号炉 (加圧水型原子炉) で発生した蒸気発生器細管破損事故の通称である。右事故では、蒸気発生器の振止め金具 (後述) の挿入方法が不完全であつたため、蒸気発生器細管は、振動による金属疲労を起こして破断した、と考えられている。右破断に

伴い、原子炉停止の操作が開始された後、原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却系が実際に作動することとなった。

振止め金具……加圧水型原子炉においては、蒸気発生器細管の振動を防止するため、蒸気発生器の細管群に振止め金具が挿入されている。

● 本解説の執筆に際し、通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課編『原子力発電便覧 '93年版』(電力新報社、一九九二年)、原子力安全委員会編『平成三年版原子力安全白書』(大蔵省印刷局、一九九二年)等の記述に依拠した部分の多いことを、お断りしておく。